

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町

新市まちづくり計画（案）

（合併市町村基本計画）

目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 序論 | 1 |
| 1 合併の背景と必要性 | 1 |
| 2 合併の効果 | 3 |
| 3 新市まちづくり計画策定の方針 | 5 |
| 4 新市まちづくり計画の位置づけ | 6 |
| 5 各市町に關係する既存計画 | 7 |
| 第2章 新市の姿 | 9 |
| 1 新市の概況 | 9 |
| 2 新市の基本指標 | 13 |
| 3 産業 | 18 |
| 4 行財政の状況 | 24 |
| 5 新市の主要指標と県内における位置づけ | 26 |
| 6 新市の将来指標（人口・世帯数の見通し） | 27 |
| 第3章 住民の意向 | 30 |
| 第4章 新市の基本方針 | 32 |
| 1 まちづくりの基本姿勢 | 32 |
| 2 将来都市像 | 33 |
| 3 まちづくりの基本方針 | 34 |
| 4 新市の都市構造の基本方針 | 36 |
| 5 新市のまちづくり体制（地域自治制度） | 40 |
| 第5章 新市の施策 | 44 |
| 1 施策の体系 | 44 |
| 2 施策の展開 | 45 |
| 第6章 新市における栃木県事業の推進 | 63 |
| 1 栃木県の役割 | 63 |
| 2 新市における栃木県事業 | 63 |
| 第7章 公共施設の統合・整備 | 65 |
| 1 基本方針 | 65 |
| 2 施設整備・活用の方針 | 65 |
| 3 庁舎整備の方針 | 65 |
| 第8章 財政計画 | 66 |
| 1 財政計画の作成方法 | 66 |
| 2 歳入・歳出の推計の考え方 | 66 |
| 3 財政計画（推計） | 68 |
| 用語の解説 | 69 |

第1章 序論

1 合併の背景と必要性

(1) 住民の生活圏や広域的な課題への対応

交通機関や道路網等の発達により、住民の生活圏は一つの行政区域を遥かに越えたものとなっています。また、水資源対策やごみ処理などの環境問題をはじめ、住民生活を取り巻く課題は、一つの自治体で解決することは困難な状況になっております。

これらに対応するために、広域的な視点に立ち、住民生活の広がりに対応したまちづくりが求められています。

(2) 少子高齢社会への対応

行政サービスに対する住民ニーズは拡大するとともに多様化する一方、生産年齢人口の減少により保健・医療・福祉需要を全て充足するための財源調達が大きな課題となっていきます。

こうした状況に対応し、住民ニーズに應えるかたちで、安定的な行政サービスを提供していくためには、人的・財政的な基盤を強化していくとともに、より一層の行財政の効率化が求められています。

(3) 厳しい財政状況への対応

人口減少や高齢化が進展する中で、世界的な経済危機による影響が加わり、市町村、県、国を問わず、税収が減少し、より一層厳しい財政状況になっています。それに伴い、市町村は住民税をはじめとする自主財源の減少、国や県からの交付金や補助金の減少が進み、市町村の財政規模は縮小傾向にあります。

こうした状況に対応するためには、より健全な財政運営を目指し効率化を進めるとともに、地域の特性を積極的に活用したまちづくりを展開し、国や県に依存することない自立した財政基盤を強化することが求められています。

(4) 地方分権への対応

地方分権の推進は、これまで、国や県が持っていた事務権限や財源を住民に最も身近な市町村に移譲していくものです。このことで、地域特性を活かした独自の施策を打ち出すことや、よりきめ細やかな行政サービスを提供していくことが可能になり、一層個性あるまちづくりを推進することができます。一方で、今まで国や県が一律に行ってきた事務等を市町村自らの判断と責任で行うことになり、行政の力量によって、自治体間でサービスの質に差異が生まれてくることも想定されます。

事務権限の移譲などを着実にサービスの質の向上に繋げていくためには、特に政策形成や法務などの分野における職員の専門性の発揮や高度なサービス提供を行うことができる体制づくりなど、地方分権に対応した行財政基盤の構築が求められています。

2 合併の効果

(1) 新たなまちづくりの展開

- ・ 単独市町では活かしきれなかった地域資源や特性も、自治体としての事務権限や財政規模が拡大することで、自らの判断と迅速な手続きで活用することが可能になります。
- ・ 単独市町ごとに取り組んでいた観光振興、地域ブランド、企業誘致などの分野においては、新市の誕生によるイメージアップ効果の活用に加え、資源のネットワーク化や情報の集約化により、新たな魅力を創出し、自治体間における市場価値を向上させることが可能になります。
- ・ 単独市町の区域内で全ての機能や役割を担っていくことが、まちづくりの前提となっていました。新市として一体化することで、地域ごとの得意分野を伸ばす取組に力を注ぐことが可能になります。

(2) 広域的なまちづくりの促進

- ・ 行政区域が障壁となって活用が困難であった地域の特性や資源も、一体的な活用が可能になります。
- ・ 環境問題、特に水処理の問題など、広域的な視点で解決すべき課題であったにもかかわらず、行政区域が障壁となって時間を要していた課題も、新市として一体となることで、迅速な対応が可能になります。
- ・ 住民の日常生活や民間の投資活動に即した広域的な視点から、道路、上下水道やその他の公共施設の整備などを図ることにより、効果効率的なまちづくりが可能になります。

(3) 住民の利便性向上

- ・ 行政サービスの提供区域が広域化することによって、利用可能な行政サービスの窓口や公共施設が増加し、勤務先や買い物先など多くの場所で利用可能となります。
- ・ 総務部門や企画部門などの内部管理に係る組織の一元化により、直接的に住民サービスを提供する部署の職員体制の充実や専門化を図ることが可能になります。
- ・ 新市となることで、窓口において処理できる事務や行政サービスの提供範囲が広がり、迅速なサービスの提供が可能となります。

(4) 行財政の効率化

- ・[※]市長や町長、議員などの特別職の減少により、経費節減につながります。
- ・行政組織の再編により重複部署が解消し、組織のスリム化が可能となり、中長期的な一般職員数の適正化につながります。
- ・重複した公共施設の統合や機能の再配置を行うなど、合併によるスケールメリットを発揮し、中長期的な経常経費の削減が可能になります。

※合併(新設合併)すると、旧市町の市長や町長は身分を失い、新市では新たな市長が選挙で選ばれます。

3. 新市まちづくり計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市まちづくり計画（以下「本計画」という。）は、市町村の合併の特例等に関する法律に基づき、合併後の新市の一体性の確立、均衡ある発展や住民福祉の向上などを図り、新市を円滑に運営していくために、新市のマスタープランとして策定するものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市の基本方針、主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画を中心に構成するものとします。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10箇年度について定めるものとします。（平成21年度～31年度）

(4) 計画策定の指針

本計画の策定にあたっては、新市を一体的に捉え、将来を見据えた中長期的な視点に立つものとします。

また、公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼすことが無いよう十分に配慮し、地域間のバランス、財政事情などを考慮しながら計画に反映するものとします。

さらに、財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分に留意して策定するものとします。

4. 新市まちづくり計画の位置づけ

(1) 各市町の総合計画との関係

各市町の総合計画は、議会の議決を経て策定されたまちづくりの最上位計画です。このことから、本計画は、各市町の総合計画の理念を前提とし、現況の再整理や合併の効果を踏まえ策定するものです。

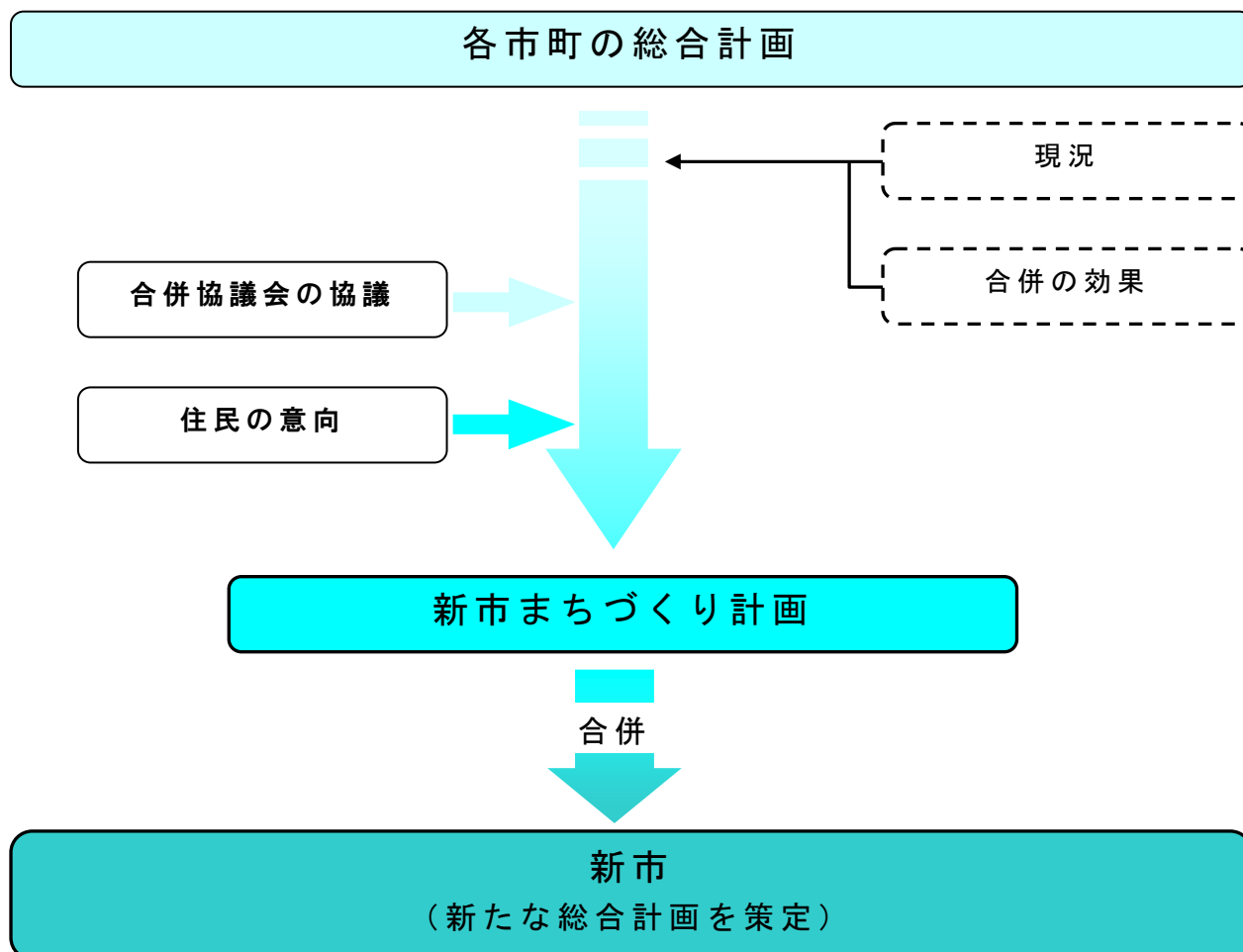
(2) 新市の総合計画との関係

合併後の新市では、新たに総合計画が策定されますので、本計画の策定から新市の総合計画の策定までを一連の流れとして捉えておくことが必要です。

(3) 新市まちづくり計画の位置づけ

本計画の位置づけを図示すると下図のようになります。

本計画は、住民に対して合併後の新市のまちづくりの方向性を示す役割、新市発足後に策定される総合計画の指針としての役割、各市町の総合計画と新市の総合計画を結び付ける役割の3つの役割を担う位置づけのもとに策定したものです。



5. 各市町に関係する既存計画

(1) 各市町の総合計画

各市町の総合計画における将来像、基本目標は下表のとおりです。

これらの計画に基づき、各市町とも「住民協働」、「住民参画」を基本理念として、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりを展開しています。

本計画は、こうした各市町まちづくりの姿勢を基本としながら、新市の発展の方向性を示していきます。

| | 計画名 (計画年次) | 将来像 | 基本目標 |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 栃木市 | 栃木市 都市経営計画 (18～27年度) | 「いつまでも この街で暮らしたい」と 心から思えるまち | <ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの市民が創り伝える、とちぎの環境 共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり オールドシティとニューシティが織り成す、ときめき空間づくり とき・ひと・ものが出逢うまち、とちぎ 自己教育力の育成 簡素で効率的な行財政運営 |
| 大平町 | 大平町 第5次 総合振興計画 (13～22年度) | 健康で生きがいのもてるまち 大平 | <ul style="list-style-type: none"> いきいきとした顔があふれるまちづくり 並木道の美しさと快適な住環境が整うまちづくり 多様な産業を振興し活力あるまちづくり 魅力的な生活スタイルが展開するまちづくり 町民一人ひとりの心が豊かなまちづくり ともに考え、行動するまちづくり |
| 藤岡町 | 藤岡町 第4次 町勢振興計画 (13～22年度) | ハートにアクセス - 人と自然が 出会う町 ふじおか - | <ul style="list-style-type: none"> 自然と生きるまち～こころ潤うまち 健やかな福祉のまち～こころ優しいまち 快適に暮らせるまち～こころ和むまち 学び楽しむまち～こころ輝くまち いきいき働くまち～こころ弾むまち 行き交うまち～こころ通うまち 共に創るまち～こころ結ぶまち |
| 都賀町 | 都賀町 振興計画 (18～22年度) | 心豊かで優しさに 満ちた住みよい まち・つが | <ul style="list-style-type: none"> 自然との調和を大切に安心して快適に暮らせるまち 働く意欲に満ち豊かで活力のあるまち 健康で互いに支えあい優しさを実感するまち 豊かな心を育み生きがいを感じるまち 持てる知識の活用と創意工夫の実践で着実に歩むまち |

(2) 栃木地区広域行政圏計画

1市3町では、西方町、岩舟町とともに、住民に最も身近で欠かすことのできない行政サービスである、ごみ処理、し尿処理及び消防・救急について、共同でサービス提供を行うため、広域行政事務組合を組織し、昭和40年代から連携を図ってきました。

ごみ処理等の分野以外においても、広域的な視点でまちづくりを推進し、時代の潮流や圏域住民のニーズに適切に対応するため、「栃木地区広域行政圏計画」を策定し、連携を深めてきました。

| | 計画名 | 計画期間 | 構成市町 | 将来像 | 基本目標 |
|----------------------|----------------------------|---------------|--|--------------------|---|
| 栃木地区 広域行政 事務組合 | 第3次 栃木地区 広域行政圏 計画 | 13年度～ 22年度 | 栃木市 西方町 大平町 藤岡町 岩舟町 都賀町 | みんなで創る・ 快適栃木広域圏 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性のある広域圏 (都市基盤) ・ 快適な広域圏 (生活環境) ・ 安心できる広域圏 (保健・医療・福祉) ・ 楽しみのある広域圏 (教育・文化) ・ 賑わいのある広域圏 (産業) ・ 協働する広域圏 (推進体制) |

第2章 新市の姿

1 新市の概況

(1) 新市の位置と地勢

新市は、栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約1時間の距離にあります。

南北約32.5km、東西約22.3km、面積252.83k㎡で、壬生町、小山市、岩舟町、佐野市、西方町などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の4県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、西には「三轟山」、「太平山」、南には「渡良瀬遊水地」など県南のシンボリックな自然景観と「渡良瀬川」、「思川」、「巴波川」、「永野川」などの豊かな河川を有しています。また、北部から東部にかけては関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

新市においては、豊かな自然環境を活かした観光振興や農産物などを活用した地域ブランドの活性化によるまちづくりの推進が期待できます。

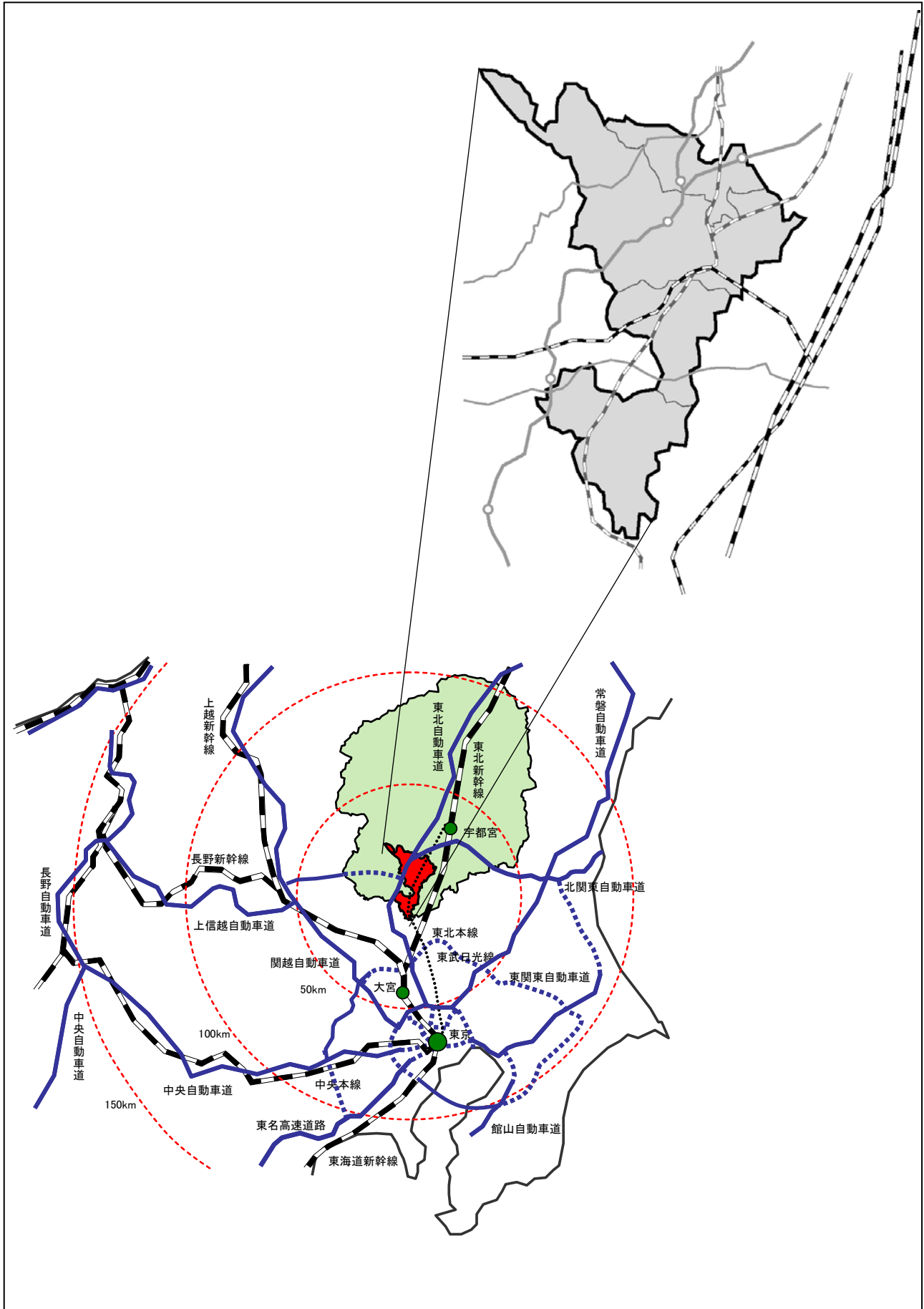
(2) 交通

新市は、南北には東北自動車道が通り、佐野藤岡IC、栃木ICを有し、東西には平成23年全線開通予定の北関東自動車道が通り、都賀ICを有しています。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ一般国道50号が東西に通り、北部には一般国道293号が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

地域間を結ぶ主な道路としては、主要地方道栃木・藤岡線(栃木環状線)、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線(例幣使街道)があり、近隣自治体などとの広域的なアクセス性の向上として、都市計画道路小山・栃木・都賀線の早期開通が望まれます。

公共交通では、東武日光線、東武宇都宮線、JR両毛線の3路線、10駅があり、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京、埼玉方面への交通手段として、充実した鉄道網となっています。

新市を中心として、東西南北全方向に交通網が形成されており、交通の結節点として拠点性を発揮することが期待できます。



(3) 歴史

本地域は、旧石器時代の石器や縄文時代の集落跡が見つかるなど、古くから人が住む地域であり、律令時代には、現在の栃木県域とほぼ同じ下野国の国府が置かれるとともに、東山道が敷かれ政治や交通の要衝でした。

江戸時代には、「日光例幣使街道」が縦貫し、富田宿、栃木宿、合戦場宿の宿場が置かれ、現在のまちの基礎を築きました。また、江戸後期以降は、渡良瀬川と巴波川を利用した舟運による物資の集積地として発展し、その歴史の面影が藤岡町部屋地区の河岸、栃木市中心部の蔵の街並みとして残されています。

明治時代には、栃木県の県庁所在地となりましたが、時の県令が、この地域の自由な風土から自由民権運動の拠点の一つとなっていたことを嫌い、現在の宇都宮市に県庁を移しました。また、明治後期から大正時代にかけて、周辺の河川の治水を目的に渡良瀬遊水地が整備されますが、その際にも谷中村が廃村となるなど、数々の歴史の舞台となりました。

昭和以降は、「昭和の大合併」を経て、各市町が現在の行政区域となり、昭和40年代に住民生活に密着した行政サービスを共同で処理するため、ごみ処理、[※]し尿処理、消防分野において、県内でいち早く栃木地区広域行政事務組合を設立しました。

また、昭和後期からは、「地方の時代」と言われ、全国の地方自治体が競って、それぞれの特性を活かした「まちづくり」を積極的に展開し、本地域においても、ハード、ソフトの両面から様々なまちづくりが行われ、現在の各市町の個性を築いた時代とすることができます。

この他にも、各市町には様々な歴史があります。合併後の新市においては、観光振興や生涯学習の分野において現存する地域資源を活用し、新市を築いた大切な歴史として次世代に受け継いでいく必要があります。

※藤岡町のし尿処理は、佐野地区衛生施設組合において共同処理されています。

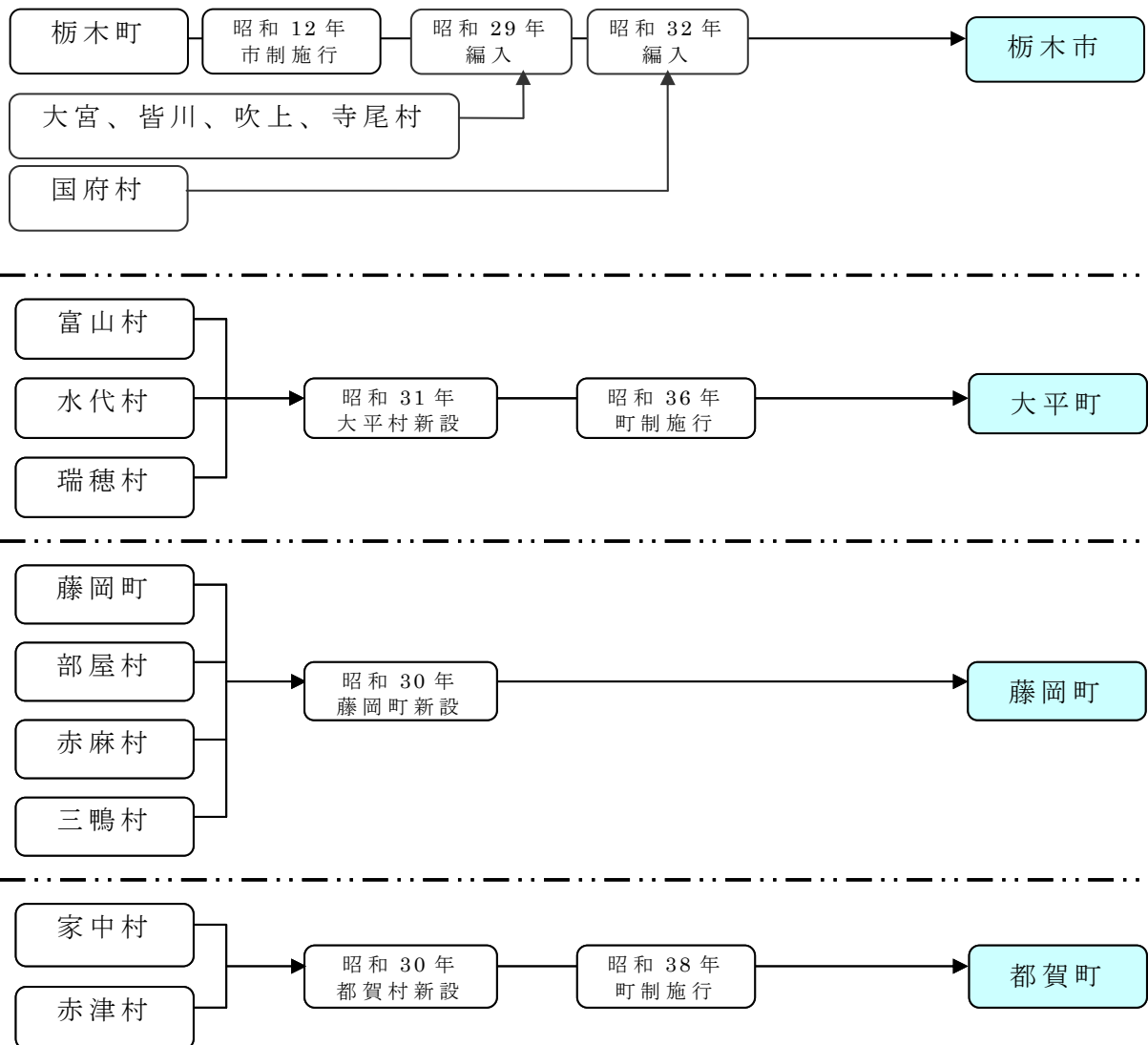
(4) まちの沿革

栃木市は、昭和 12 年に市制施行し、昭和 29 年に大宮村、皆川村、吹上村、寺尾村と、昭和 32 年に国府村と合併し現在に至ります。

大平町は、昭和 31 年に富山村、水代村、瑞穂村が合併し大平村となり、その後、昭和 36 年に町制を施行し現在に至ります。

藤岡町は、昭和 30 年に藤岡町、部屋村、赤麻村、三鴨村が合併し現在に至ります。

都賀町は、昭和 30 年に家中村と赤津村が合併し都賀村となり、その後、昭和 38 年に町制を施行し現在に至ります。



2 新市の基本指標

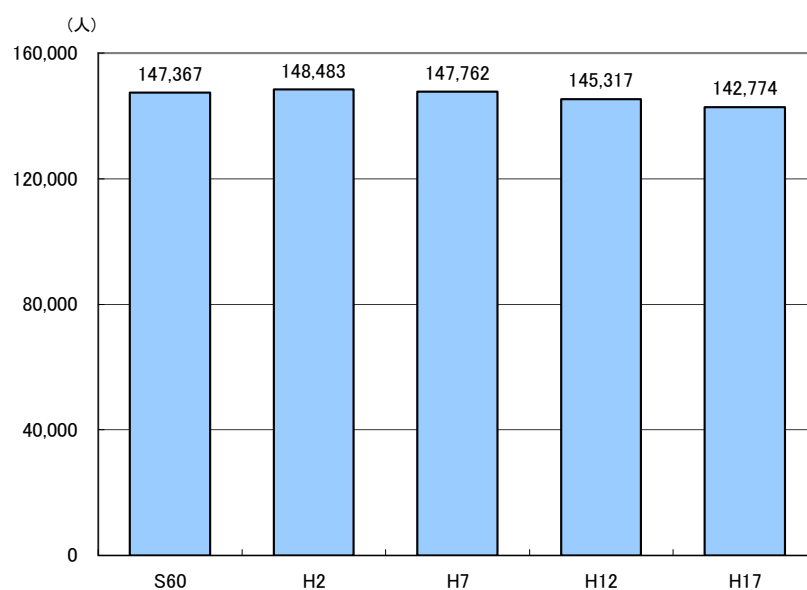
(1) 人口と世帯数

平成 17 年の国勢調査によると、新市の人口は 142,774 人となっています。昭和 60 年から平成 2 年にかけて人口は増加しましたが、その後は減少傾向に転じています。なお、地区別に見ると、大平地区は微増傾向にあります。

年代別人口では、平成 17 年で、年少人口 19,023 人(13.3%)、生産年齢人口 92,914 人(65.1%)、老年人口 30,794 人(21.6%)となっています。これを県全体の年代別人口割合と比較すると、新市の年少人口・生産年齢人口割合は県値よりも低く、老年人口割合は高いことから、他の地域と比較して高齢化の傾向にあります。

世帯数は、平成 17 年で、47,019 世帯となっており、昭和 60 年以降増加傾向にあります。平均世帯員数は 3.04 人で、県全体を常に上回っていることから、他の地域と比較し、核家族化や単独世帯化の傾向は緩やかになっています。

○人口の推移（国勢調査）



○地区別人口と栃木県人口の推移（国勢調査）

単位：人

| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 栃木地区 | 86,290 | 86,216 | 85,137 | 83,855 | 82,340 |
| 大平地区 | 26,829 | 27,782 | 28,449 | 28,490 | 28,813 |
| 藤岡地区 | 20,413 | 20,286 | 19,877 | 19,110 | 18,056 |
| 都賀地区 | 13,835 | 14,199 | 14,299 | 13,862 | 13,565 |
| 新市 | 147,367 | 148,483 | 147,762 | 145,317 | 142,774 |
| 栃木県 | 1,866,066 | 1,935,168 | 1,984,390 | 2,004,817 | 2,016,631 |

○年齢別人口の推移（国勢調査）

単位：人

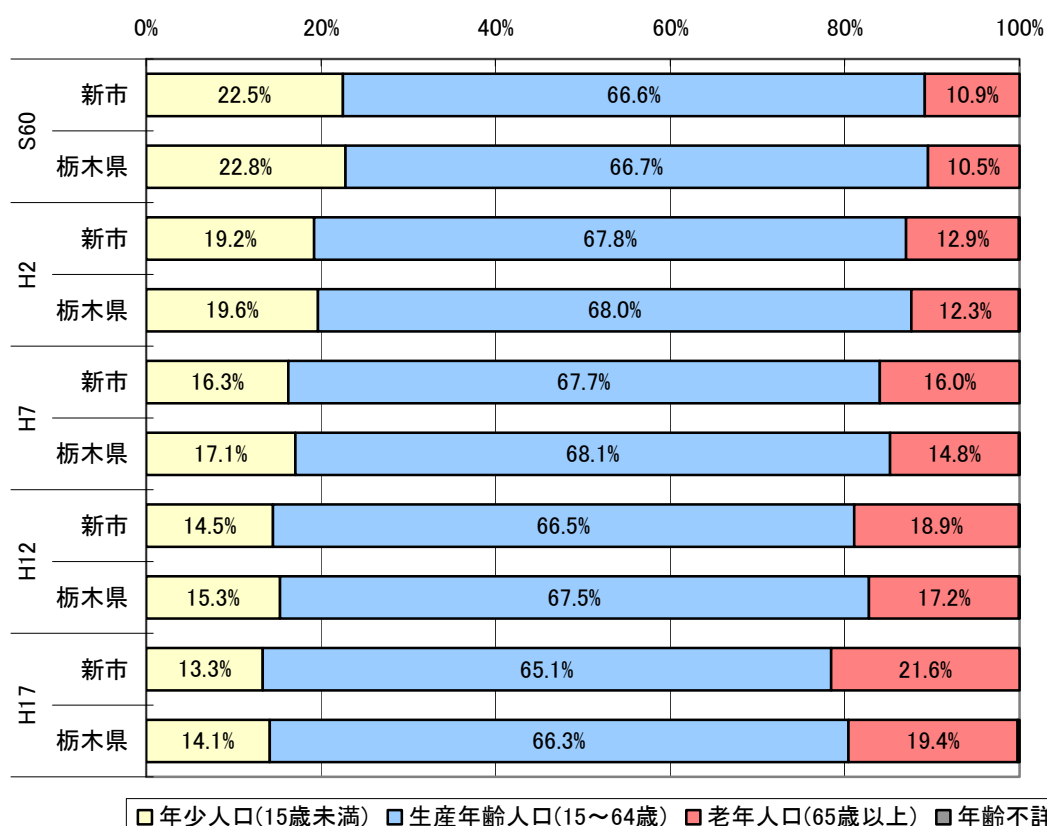
| | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 |
|--------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 年少人口 (15歳未満) | 33,213 | 28,558 | 24,072 | 21,104 | 19,023 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 98,143 | 100,641 | 100,078 | 96,687 | 92,914 |
| 老年人口 (65歳以上) | 16,010 | 19,227 | 23,608 | 27,464 | 30,794 |
| 年齢不詳 | 1 | 57 | 4 | 62 | 43 |
| 総数 | 147,367 | 148,483 | 147,762 | 145,317 | 142,774 |

○年齢別人口割合の推移（国勢調査）

単位：%

| | S60 | | H2 | | H7 | | H12 | | H17 | |
|--------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 新市 | 栃木県 | 新市 | 栃木県 | 新市 | 栃木県 | 新市 | 栃木県 | 新市 | 栃木県 |
| 年少人口 (15歳未満) | 22.5 | 22.8 | 19.2 | 19.6 | 16.3 | 17.1 | 14.5 | 15.3 | 13.3 | 14.1 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 66.6 | 66.7 | 67.8 | 68.0 | 67.7 | 68.1 | 66.5 | 67.5 | 65.1 | 66.3 |
| 老年人口 (65歳以上) | 10.9 | 10.5 | 12.9 | 12.3 | 16.0 | 14.8 | 18.9 | 17.2 | 21.6 | 19.4 |
| 年齢不詳 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.2 |

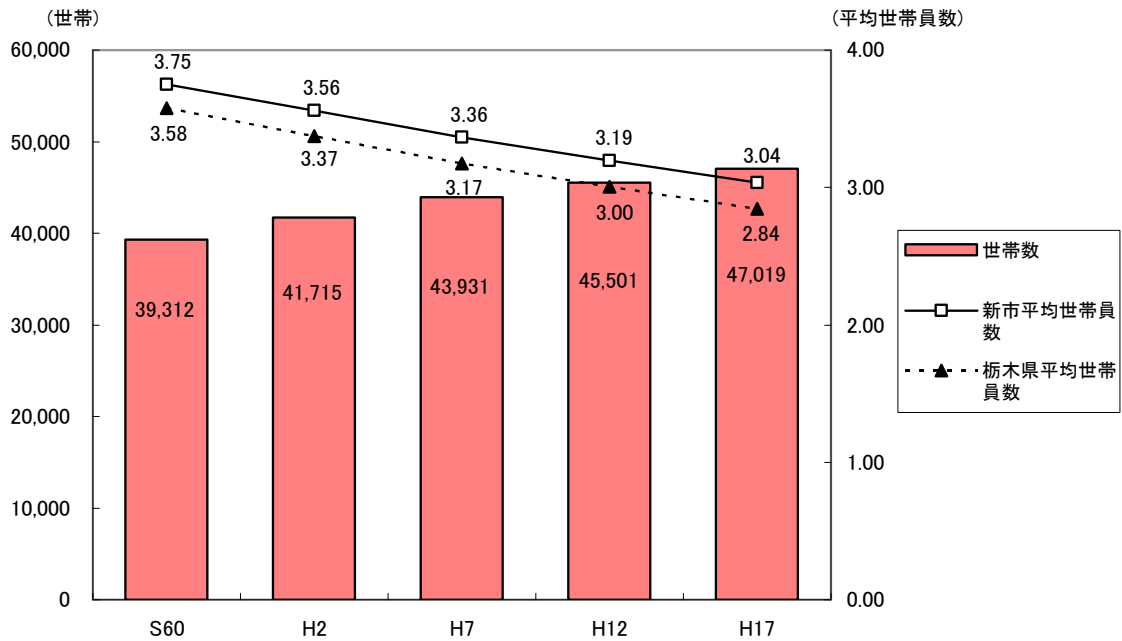
※ 四捨五入により合計が100%とならない場合があります。



○世帯数及び平均世帯員数の推移（国勢調査）

単位：世帯、人/世帯

| | | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 |
|-------------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 世帯数（世帯） | | 39,312 | 41,715 | 43,931 | 45,501 | 47,019 |
| 世帯員数 （人） | 新市 | 3.75 | 3.56 | 3.36 | 3.19 | 3.04 |
| | 栃木県 | 3.58 | 3.37 | 3.17 | 3.00 | 2.84 |



(2) 就業人口

平成 17 年の国勢調査によると、新市の就業人口は 70,425 人であり、これを産業分類別で見ると、平成 17 年で、第一次産業 4,731 人(6.7%)、第二次産業 24,300 人(34.5%)、第三次産業 41,394 人(58.8%)となっており、第三次産業が増加傾向にあります。

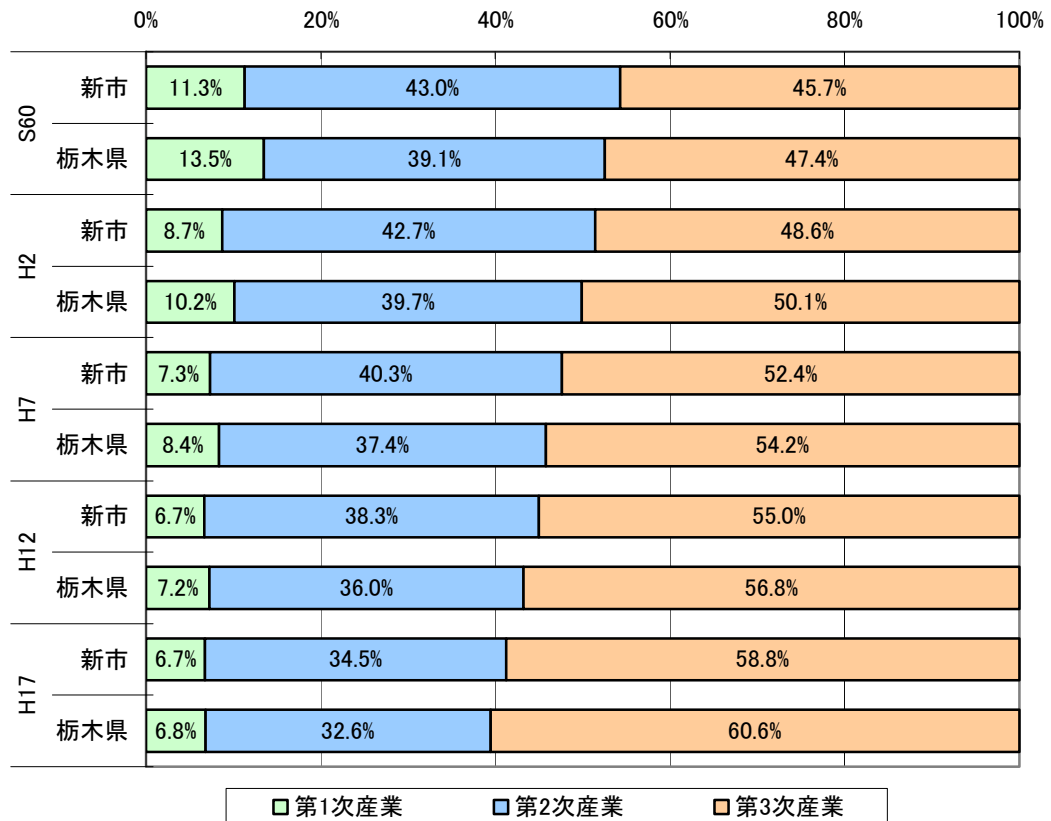
栃木県全体の構成比と比較すると、第二次産業就業割合が高く、第三次産業就業割合が低くなっています。

○産業分類別就業人口（国勢調査）

単位：人

| | | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 | 計 |
|-----|-----|---------|---------|---------|-----------|
| 新市 | S60 | 8,097 | 30,931 | 32,846 | 71,874 |
| | H2 | 6,486 | 31,800 | 36,169 | 74,455 |
| | H7 | 5,493 | 30,173 | 39,284 | 74,950 |
| | H12 | 4,931 | 28,198 | 40,506 | 73,635 |
| | H17 | 4,731 | 24,300 | 41,394 | 70,425 |
| 栃木県 | S60 | 126,797 | 366,542 | 445,166 | 938,505 |
| | H2 | 101,790 | 397,931 | 502,290 | 1,002,011 |
| | H7 | 87,278 | 389,283 | 564,232 | 1,040,793 |
| | H12 | 75,214 | 373,403 | 589,471 | 1,038,088 |
| | H17 | 69,344 | 331,774 | 616,021 | 1,017,139 |

○産業分類別人口の割合（国勢調査）



(3) 土地利用の現況

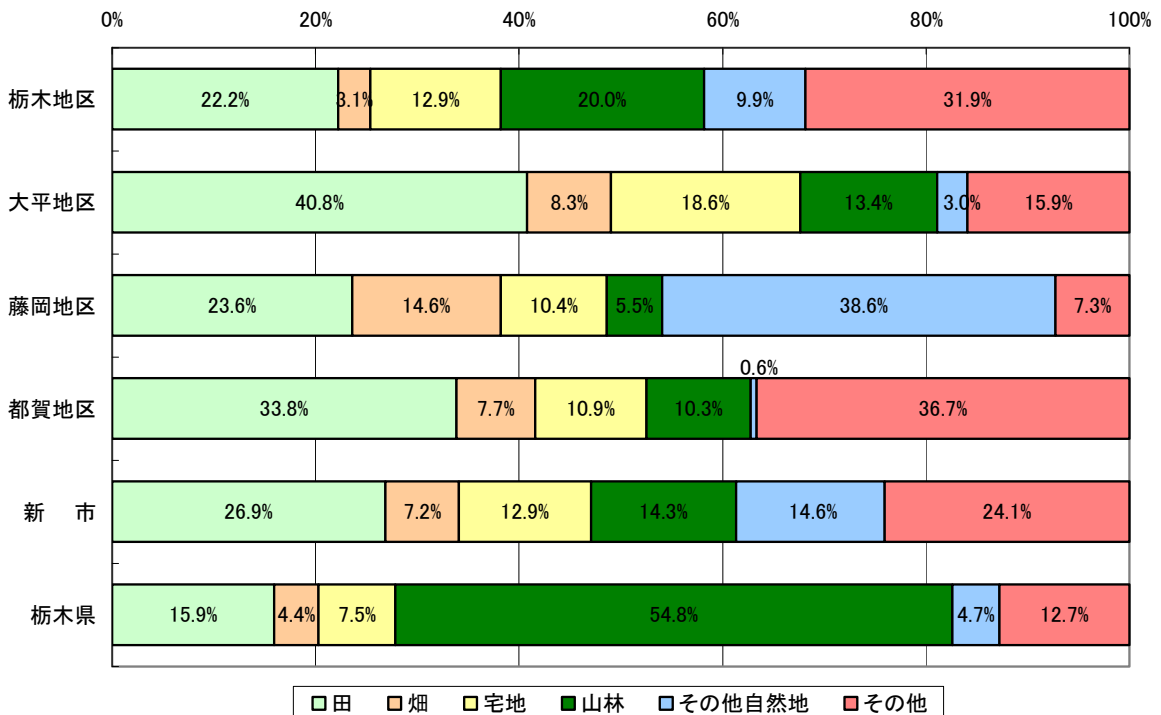
新市の土地利用は、田が 6,794ha(26.9%)と最も多く、次いでその他 6,082ha(24.1%)、その他自然地 3,687ha(14.6%)となっています。

これを県全体の土地利用割合と比較すると、新市の田畑・宅地面積割合は県値よりも高く、山林面積割合が低くなっています。

○地目別土地面積

単位：ha

| | 総面積 | 田 | 畑 | 宅地 | 山林 | その他 自然地 | その他 |
|------|---------|---------|--------|--------|---------|------------|--------|
| 栃木地区 | 12,206 | 2,713 | 381 | 1,569 | 2,439 | 1,214 | 3,890 |
| | 100.0% | 22.2% | 3.1% | 12.9% | 20.0% | 9.9% | 31.9% |
| 大平地区 | 3,980 | 1,623 | 329 | 741 | 534 | 120 | 633 |
| | 100.0% | 40.8% | 8.3% | 18.6% | 13.4% | 3.0% | 15.9% |
| 藤岡地区 | 6,045 | 1,425 | 883 | 630 | 331 | 2,336 | 440 |
| | 100.0% | 23.6% | 14.6% | 10.4% | 5.5% | 38.6% | 7.3% |
| 都賀地区 | 3,052 | 1,033 | 236 | 334 | 313 | 17 | 1,119 |
| | 100.0% | 33.8% | 7.7% | 10.9% | 10.3% | 0.6% | 36.7% |
| 新市 | 25,283 | 6,794 | 1,829 | 3,274 | 3,617 | 3,687 | 6,082 |
| | 100.0% | 26.9% | 7.2% | 12.9% | 14.3% | 14.6% | 24.1% |
| 栃木県 | 640,800 | 102,200 | 27,900 | 48,100 | 350,900 | 30,000 | 81,700 |
| | 100.0% | 15.9% | 4.4% | 7.5% | 54.8% | 4.7% | 12.7% |



3 産業

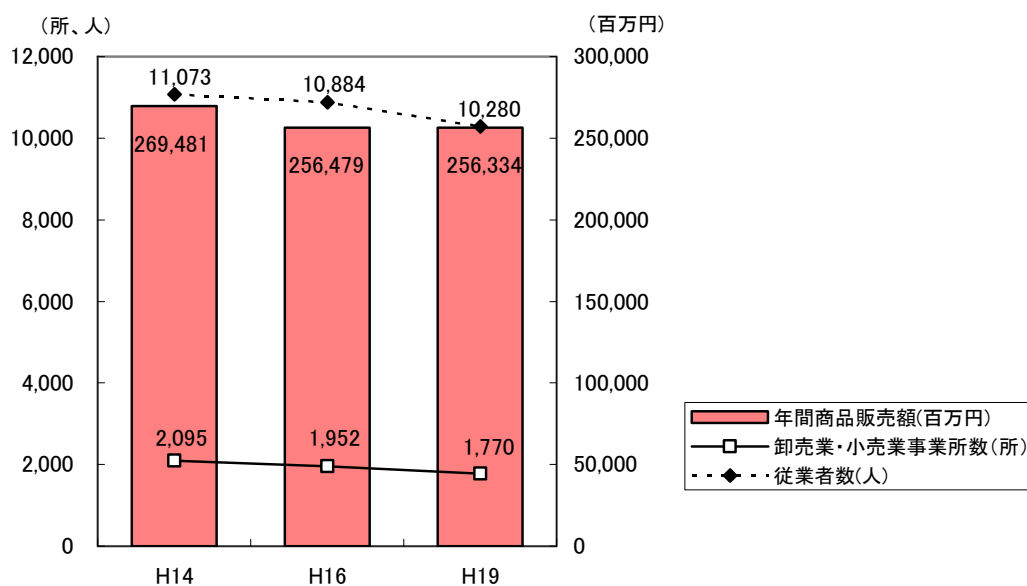
(1) 商業

平成 19 年商業統計調査によると、新市の商業規模は、事業所数 1,770 所、従業者数 10,280 人、年間商品販売額 2,563 億 3,400 万円となっています。

経年変化でみると、平成 16 年から平成 19 年にかけて、事業所数が県全体で 6.8% 減に対して新市では 9.3% 減、従業員数が県全体で 3.2% 減に対して新市では 5.5% 減となり、いずれも県全体の傾向を上回る減少幅を見せています。また、年間商品販売額では県全体で 3.3% 増に対して新市では 0.1% 減となり、県全体との比較においては厳しい状況にあります。

○ 商業統計調査

| | | 卸売業・小売業 事業所数(所) | 従業者数 (人) | 年間商品販売額 (百万円) |
|-------|-----|--------------------|-------------|------------------|
| 栃木地区 | H14 | 1,394 | 7,714 | 194,958 |
| | H16 | 1,347 | 7,715 | 185,810 |
| | H19 | 1,211 | 7,189 | 181,651 |
| 大平地区 | H14 | 309 | 1,689 | 46,883 |
| | H16 | 232 | 1,548 | 43,524 |
| | H19 | 226 | 1,610 | 45,095 |
| 藤岡地区 | H14 | 242 | 985 | 16,155 |
| | H16 | 233 | 954 | 15,351 |
| | H19 | 211 | 913 | 16,927 |
| 都賀地区 | H14 | 150 | 685 | 11,485 |
| | H16 | 140 | 667 | 11,794 |
| | H19 | 122 | 568 | 12,661 |
| 新市 | H14 | 2,095 | 11,073 | 269,481 |
| | H16 | 1,952 | 10,884 | 256,479 |
| | H19 | 1,770 | 10,280 | 256,334 |
| 栃木県全体 | H14 | 26,936 | 171,067 | 5,646,460 |
| | H16 | 25,752 | 165,252 | 5,472,396 |
| | H19 | 23,991 | 159,909 | 5,650,308 |



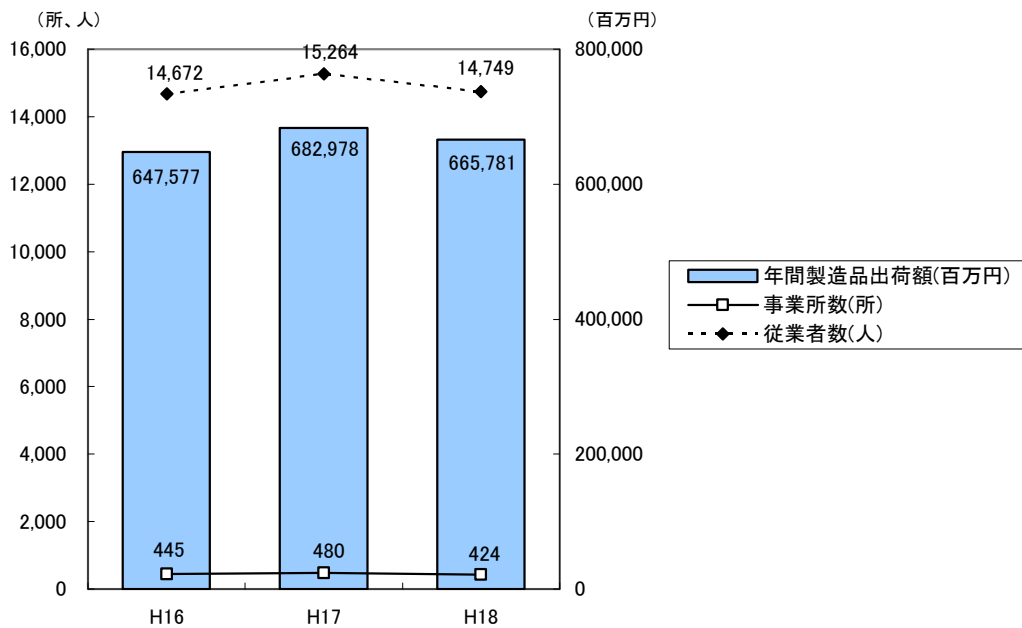
(2) 工業

平成 18 年工業統計調査では、新市の事業所数は 424 所、従業者数 14,749 人、年間製造品出荷額等は 6,657 億 8,100 万円となっています。

経年変化でみると、平成 16 年から平成 18 年にかけて、事業所数が県全体では 3.9% 減に対して新市では 4.7% 減、従業者数では県全体 3.0% 増に対して新市 0.5% 増、年間製造品出荷額では県全体 8.5% 増に対して新市 2.8% 増となり、いずれも県全体を下回り、雇用力、出荷額面においては伸び悩みが見られます。

○工業統計調査

| | | 事業所数 (所) | 従業者数 (人) | 年間製造品出荷額等 (百万円) |
|------|-----|-------------|---------------|--------------------|
| 栃木地区 | H16 | 226 | 6,955 | 271,572 |
| | H17 | 249 | 7,221 | 283,024 |
| | H18 | 213 | 7,050 | 252,290 |
| 大平地区 | H16 | 96 | 4,698 | 320,838 |
| | H17 | 107 | 4,976 | 343,810 |
| | H18 | 97 | 4,902 | 357,677 |
| 藤岡地区 | H16 | 68 | 1,657 | 37,044 |
| | H17 | 71 | 1,689 | 37,311 |
| | H18 | 65 | 1,667 | 38,592 |
| 都賀地区 | H16 | 55 | 1,362 | 18,123 |
| | H17 | 53 | 1,378 | 18,833 |
| | H18 | 49 | 1,130 | 17,222 |
| 新 市 | H16 | 445 | 14,672 | 647,577 |
| | H17 | 480 | 15,264 | 682,978 |
| | H18 | 424 | 14,749 | 665,781 |
| 栃木県 | H16 | 5,655 | 203,200 | 8,041,200 |
| | H17 | 5,863 | 207,732 | 8,352,200 |
| | H18 | 5,436 | 209,304 | 8,727,900 |



(3) 農業

平成 17 年農林業センサスの結果によると、新市の総農家数は、5,539 戸となっています。

経年変化でみると、平成 12 年から 17 年にかけて、県全体では 7.8% 減に対して新市では 6.3% 減となり、県全体に比べ緩やかな減少傾向となっています。

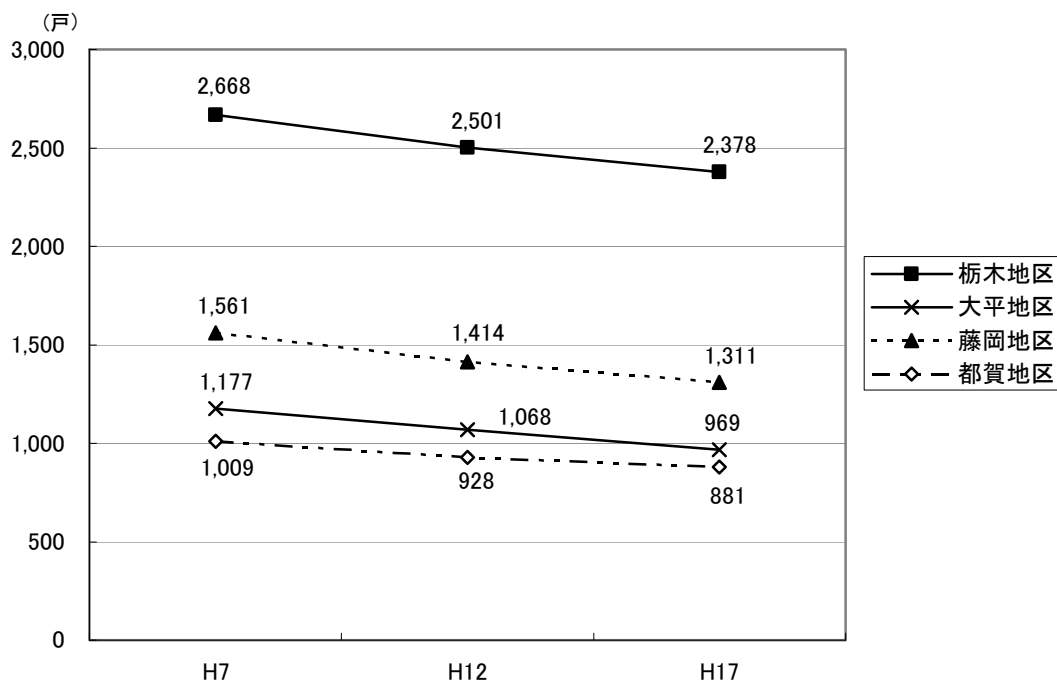
また、農林水産省調査によると、平成 18 年の農業産出額は 157 億円、うち耕種産出額が 134 億 4,000 万円、うち野菜産出額が 65 億 8,000 万円となっています。

経年変化でみると、平成 16 年から平成 18 年にかけて、栃木県全体で農業産出額 5.8% 減、耕種産出額 8.3% 減、野菜産出額 0.4% 減と軒並み減少しているのに対して、新市では農業産出額 2.7% 減、耕種産出額 0.7% 減と県全体に比べ緩やかな減少傾向にあり、また、野菜産出額においては 5.4% 増加傾向にあり、農業分野においては安定した状況にあります。

○ 総農家数（農業センサス）

単位：戸

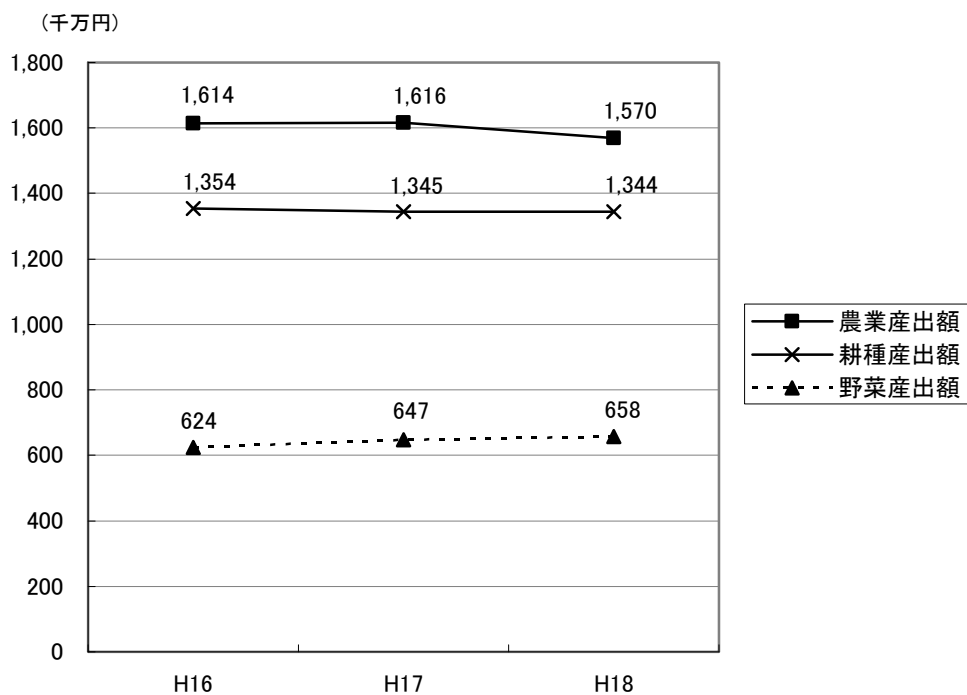
| | 栃木地区 | 大平地区 | 藤岡地区 | 都賀地区 | 新市 | 栃木県 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------------|--------|
| H7 | 2,668 | 1,177 | 1,561 | 1,009 | 6,415 | 83,766 |
| H12 | 2,501 | 1,068 | 1,414 | 928 | 5,911 | 77,532 |
| H17 | 2,378 | 969 | 1,311 | 881 | 5,539 | 71,471 |



○農業産出額（農林水産省調査）

単位：千万円

| | | 農業産出額 | | |
|------|-----|--------|----------|-------|
| | | | うち 耕種産出額 | |
| | | | うち 野菜産出額 | |
| 栃木地区 | H16 | 615 | 488 | 241 |
| | H17 | 619 | 492 | 264 |
| | H18 | 581 | 486 | 258 |
| 大平地区 | H16 | 378 | 325 | 109 |
| | H17 | 385 | 323 | 113 |
| | H18 | 373 | 315 | 113 |
| 藤岡地区 | H16 | 233 | 205 | 51 |
| | H17 | 235 | 208 | 54 |
| | H18 | 235 | 209 | 58 |
| 都賀地区 | H16 | 388 | 336 | 223 |
| | H17 | 377 | 322 | 216 |
| | H18 | 381 | 334 | 229 |
| 新 市 | H16 | 1,614 | 1,354 | 624 |
| | H17 | 1,616 | 1,345 | 647 |
| | H18 | 1,570 | 1,344 | 658 |
| 栃木県 | H16 | 27,691 | 18,843 | 7,333 |
| | H17 | 27,410 | 18,256 | 7,301 |
| | H18 | 26,092 | 17,284 | 7,307 |



(4) 観光

平成 19 年栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果によると、新市の地区別観光客入込数は 362 万 6,631 人、地区別観光客宿泊数は 13,240 人となっています。

経年変化でみてみると、年変動はあるものの、平成 15 年から平成 19 年にかけて、入込客数が栃木県では 7.3%増に対して新市では 20.9%の減、宿泊数では県全体で 5.2%増に対して、新市では 8.3%減となり、入込客数、宿泊数ともに、県全体との比較においては厳しい状況にあります。

○地区別観光客入込数（栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果）

単位：人

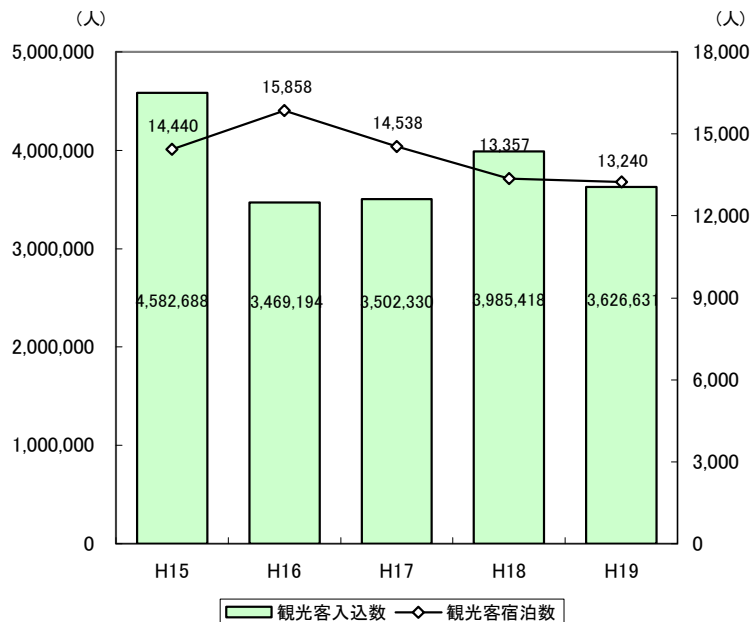
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 栃木地区 | 2,619,207 | 2,037,941 | 2,004,600 | 2,426,904 | 1,927,252 |
| 大平地区 | 411,380 | 405,054 | 400,064 | 461,424 | 484,939 |
| 藤岡地区 | 1,295,443 | 805,071 | 877,186 | 882,852 | 1,005,339 |
| 都賀地区 | 256,658 | 221,128 | 220,480 | 214,238 | 209,101 |
| 新市 | 4,582,688 | 3,469,194 | 3,502,330 | 3,985,418 | 3,626,631 |
| 栃木県 | 71,535,160 | 71,582,445 | 74,904,095 | 77,055,455 | 76,740,800 |

○地区別観光客宿泊数（栃木県観光客入込数・宿泊数推定調査結果）

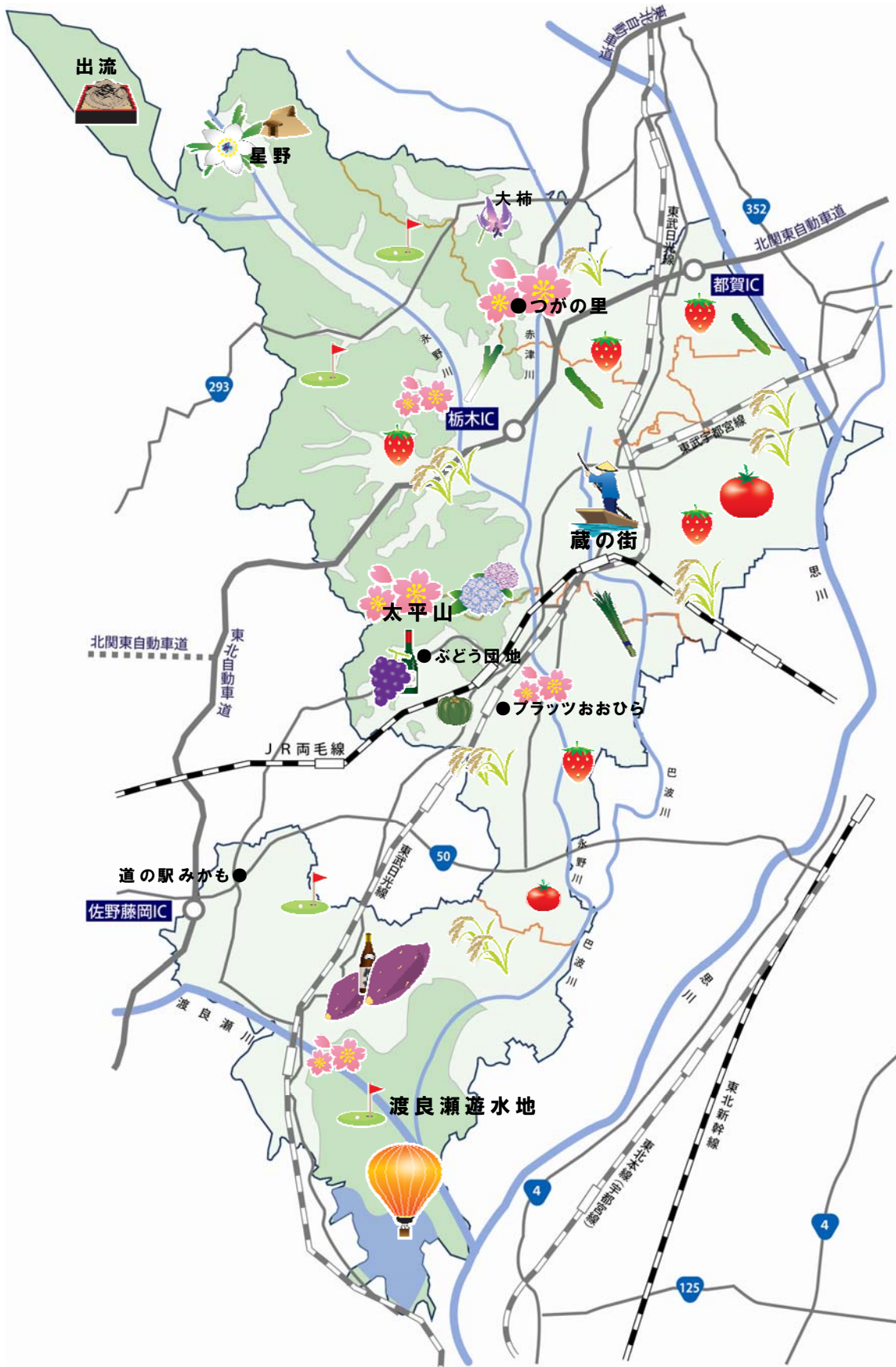
単位：人

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 栃木地区 | 14,440 | 15,858 | 14,538 | 13,357 | 13,240 |
| 大平地区 | - | - | - | - | - |
| 藤岡地区 | - | - | - | - | - |
| 都賀地区 | - | - | - | - | - |
| 新市 | 14,440 | 15,858 | 14,538 | 13,357 | 13,240 |
| 栃木県 | 7,931,640 | 8,714,927 | 8,411,246 | 8,263,333 | 8,345,536 |

※（-）部分は宿泊者なし



1市3町 観光資源・地域資源イラストマップ

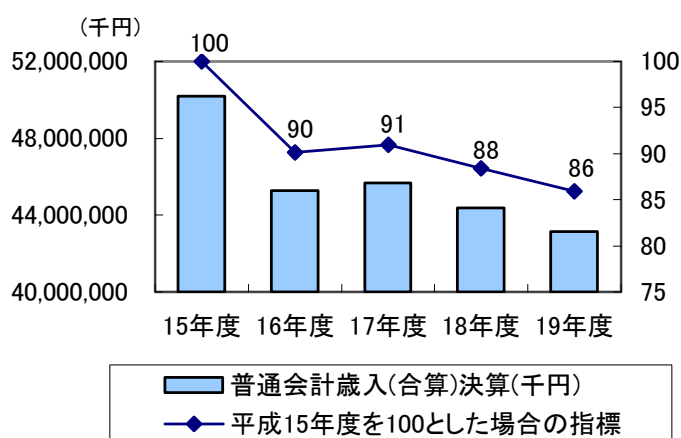


4 行財政の状況

平成19年度の行財政の状況は、歳入合計が431億4,232万5千円、歳出合計が414億8,615万8千円となっています。

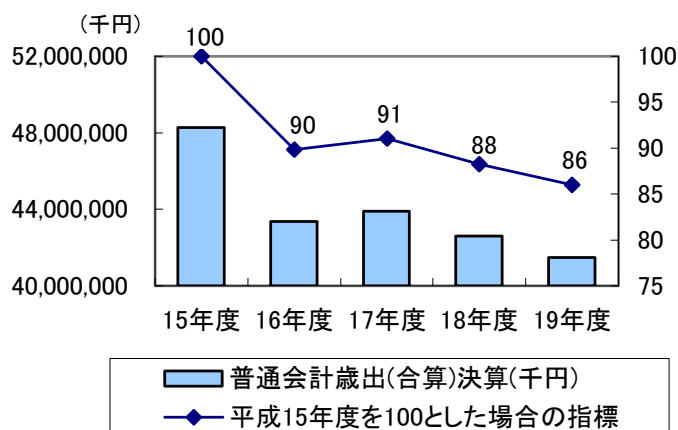
○普通会計の歳入決算の推移（各市町決算書より抜粋）

| | 15年度 (千円) | 16年度 (千円) | 17年度 (千円) | 18年度 (千円) | 19年度 (千円) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 栃木市 | 32,252,622 | 27,224,464 | 27,667,609 | 27,421,921 | 26,273,783 |
| 大平町 | 7,486,091 | 8,035,320 | 8,241,943 | 7,858,921 | 7,708,605 |
| 藤岡町 | 6,186,670 | 6,003,835 | 5,956,311 | 5,307,392 | 5,179,106 |
| 都賀町 | 4,269,369 | 3,996,014 | 3,811,753 | 3,792,906 | 3,980,831 |
| 合計 | 50,194,752 | 45,259,633 | 45,677,616 | 44,381,140 | 43,142,325 |



○普通会計の歳出決算の推移（各市町決算書より抜粋）

| | 15年度 (千円) | 16年度 (千円) | 17年度 (千円) | 18年度 (千円) | 19年度 (千円) |
|-----|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 栃木市 | 31,360,616 | 26,210,776 | 26,879,527 | 26,544,293 | 25,550,240 |
| 大平町 | 7,027,608 | 7,729,204 | 7,921,850 | 7,514,145 | 7,394,481 |
| 藤岡町 | 5,860,992 | 5,655,567 | 5,509,498 | 4,906,970 | 4,797,663 |
| 都賀町 | 4,009,885 | 3,770,746 | 3,608,520 | 3,619,457 | 3,743,774 |
| 合計 | 48,259,101 | 43,366,293 | 43,919,395 | 42,584,865 | 41,486,158 |



○19年度 普通会計決算時の財政指標（各市町調べ）

| | 歳入決算 (千円) | 歳出決算 (千円) | 財政力 指数 | 地方債残高 | | 実質公債費 比率(%) | 経常 収支 比率(%) |
|-----------|-------------------|-------------------|-----------|-------------------|------------------------|----------------|-------------------|
| | | | | 残高(千円) | 住民1人あ たりの残高 (千円) | | |
| 栃木市 | 26,273,783 | 25,550,240 | 0.776 | 29,170,086 | 359 | 12.7 | 94.0 |
| 大平町 | 7,708,605 | 7,394,481 | 0.783 | 6,620,338 | 227 | 14.0 | 93.4 |
| 藤岡町 | 5,179,106 | 4,797,663 | 0.628 | 4,333,046 | 241 | 9.5 | 89.5 |
| 都賀町 | 3,980,831 | 3,743,774 | 0.612 | 3,891,106 | 287 | 10.7 | 84.7 |
| 合計 | 43,142,325 | 41,486,158 | | 44,014,576 | 310 | | |

地方債残高住民1人あたりの残高：地方債残高÷20年3月末日住民基本台帳人口

○直近の行財政指標（各市町調べ）

| | 21年度一般会計 当初予算(百万円) | 一般職員(21年4月1日現在) | | 議員(21年4月1日現在) | |
|-----------|-----------------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|
| | | 職員数 | 人口1000人 当たり | 議員定数 | 人口1000人 当たり |
| 栃木市 | 26,418 | 592 | 7.3 | 20 | 0.2 |
| 大平町 | 7,854 | 206 | 7.1 | 18 | 0.6 |
| 藤岡町 | 5,068 | 173 | 9.7 | 14 | 0.8 |
| 都賀町 | 3,924 | 113 | 8.4 | 14 | 1.0 |
| 合計 | 43,264 | 1,084 | 7.9 | 66 | 0.5 |

人口千人当り一般職員数：一般職員数÷21年3月末日住民基本台帳人口×1,000

人口千人当り議員数：議員在職数÷21年3月末日住民基本台帳人口×1,000

5 新市の主要指標と県内における位置づけ

| 項目 | | 数値 | 県内 順位 | 出典 |
|----|---------|------------------------|----------|---------------------------|
| 人口 | 人口 | 142,774 | 4位 | H17 国勢調査 |
| | 世帯数 | 47,019 世帯 | 4位 | H17 国勢調査 |
| 面積 | 市域面積 | 252.83k m ² | 8位 | H21. 4. 1 現在 |
| 商業 | 事業所数 | 1,770 所 | 5位 | H19 商業統計調査 |
| | 商品販売額 | 2,563 億 3,400 万円 | 5位 | H19 商業統計調査 |
| 工業 | 工業事業所数 | 424 所 | 5位 | H18 工業統計調査 |
| | 製造品出荷額等 | 6,657 億 8,100 万円 | 5位 | H18 工業統計調査 |
| 農業 | 農家戸数 | 5,539 戸 | 1位 | 2005 年農林業センサス |
| | 農業産出額 | 157 億円 | 3位 | H18 生産農業所得統計 |
| 観光 | 観光客入込数 | 362 万 6,631 人 | 6位 | H19 栃木県観光客入込数・ 宿泊数推計調査 |
| | 観光客宿泊数 | 13,240 人 | 16位 | H19 栃木県観光客入込数・ 宿泊数推計調査 |

※本表における県内順位は、各種統計の調査基準日以降の市町村合併による順位変動は考慮していません。

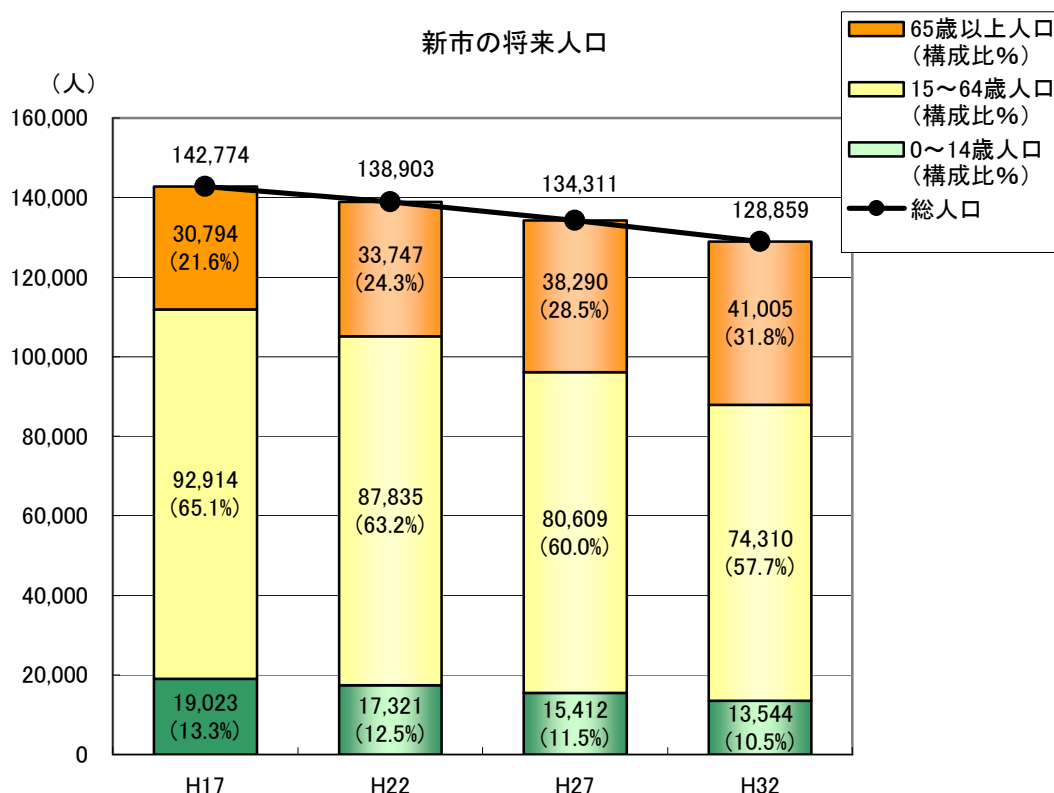
6 新市の将来指標（人口・世帯数の見通し）

全国的な人口減少、少子高齢化の状況は、新市においても同様の傾向がみられます。新市においては様々な施策展開を図り、地域振興に努めていきますが、このような現状もしっかりと見据え、新市の身の丈にあったまちづくりを進めるとともに、こころ豊かに住み続けられる地域社会を形成していきます。

（1）新市の将来人口

平成 17 年の国勢調査による新市の人口は 142,774 人となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（以下「本推計」という。）によると、平成 32 年まで減少傾向が続くものと予測されており、9.7%減少し、128,859 人となることを見込まれます。

また、年齢別人口の構成比においては、平成 17 年と平成 32 年との比較によると、年少人口(0～14 歳)が 13.3%に対し 10.5%、生産年齢人口(15～64 歳)が 65.1%に対し 57.7%、高齢者人口(65 歳以上)が 21.6%に対し 31.8%となります。

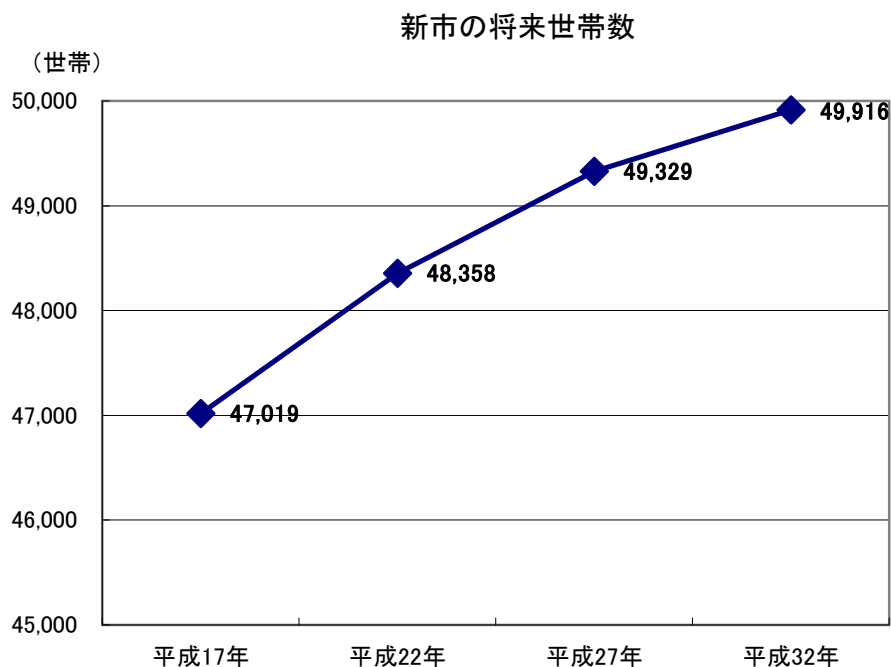


出典：国立社会保障・人口問題研究所
日本の市区町村別将来推計人口（H20）

※平成 17 年値は総人口に年齢不詳を含むため、各年齢階層の合算値と合致しません。

(2) 新市の将来世帯数

平成 17 年の国勢調査による新市の世帯数は 47,019 世帯となっており、本推計によると、平成 32 年まで増加傾向が続くものと予測されており、6.2%増加し、49,916 世帯となることが見込まれます。



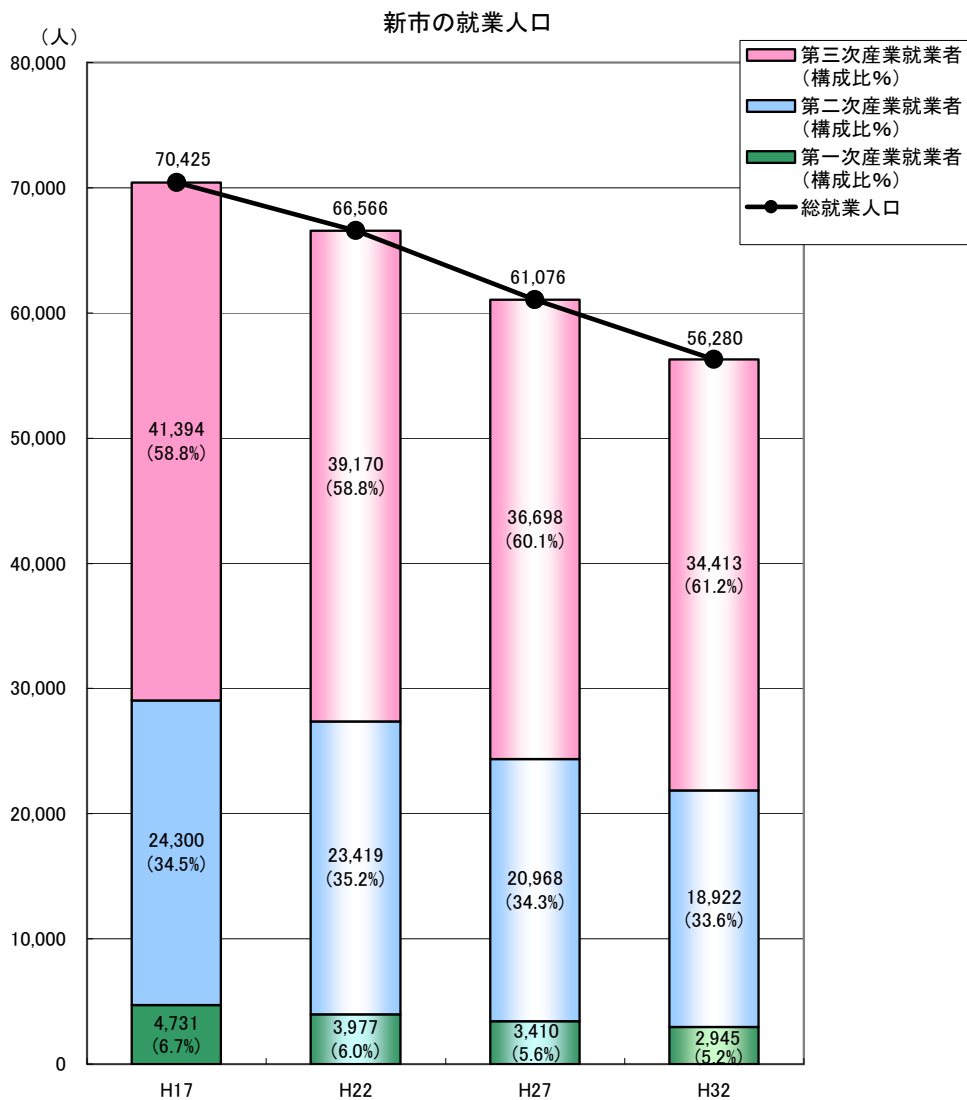
【将来推計の考え方】

減少傾向にある各市町の世帯構成人員数の将来値を近似推計によって求め、先に示した将来推計人口を、求めた将来世帯構成人員数で除する（将来人口 / 将来世帯構成人員数）ことで求めました。

(3) 新市の将来就業人口

平成 17 年の国勢調査による新市の就業人口は 70,425 人となっており、本推計によると、総人口の減少や人口構成の高齢化により、平成 32 年まで減少傾向が続くものと予測されており、20.1%減少し、56,280 人となることが見込まれます。

また、産業別の構成比においては、平成 17 年と平成 32 年との比較によると、第一次産業が 6.7%に対し 5.2%、第二次産業が 34.5%に対し 33.6%、第三次産業が 58.8%に対し 61.2%となります。



【将来推計の考え方】

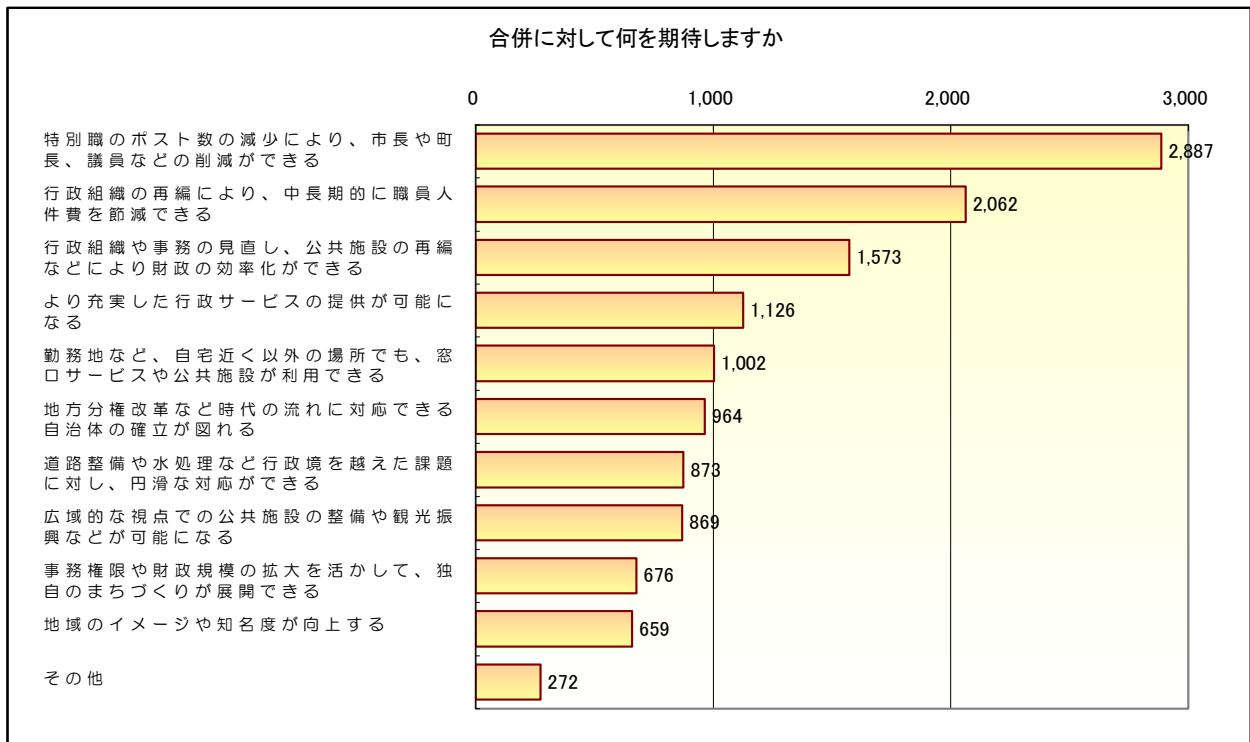
2005 年の就業率（就業人口/生産年齢人口）で固定し将来全就業人口を求め、第一次・第三次産業就業者割合の推移から将来値を近似推計によって求めました。

第3章 住民の意向

新市の将来像、新市の施策など新市まちづくりの基本的な方向性を検討する参考資料とするため、無作為に抽出した15,000名を対象として行った住民アンケートの主な結果は、次のとおりです。

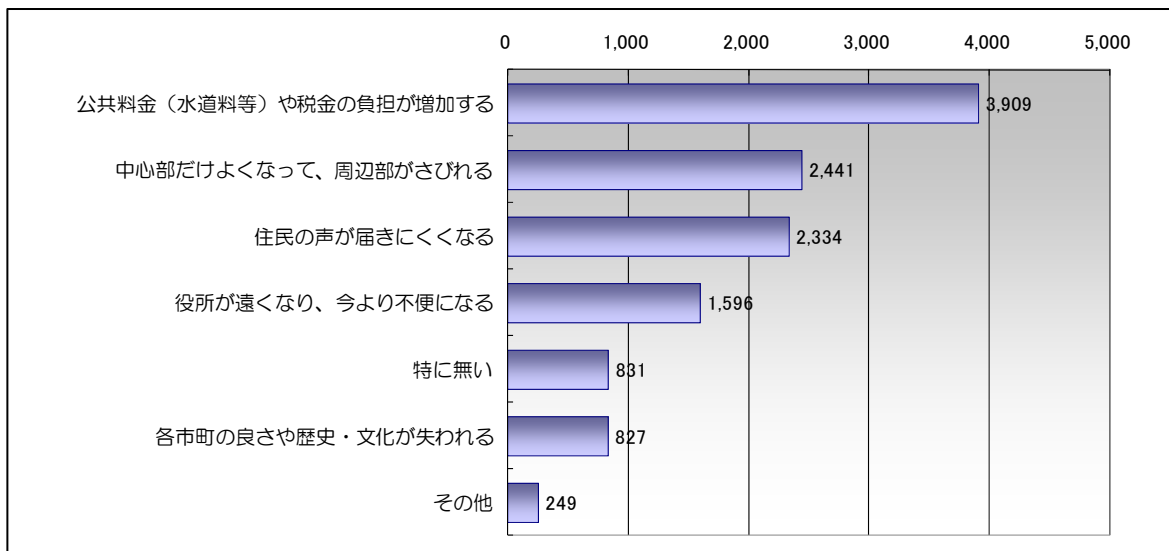
■ 合併に対する期待

合併に対する期待としては「特別職の削減」「職員人件費の節減」「組織・事務の見直しによる財政の効率化」が上位に選ばれています。



■ 合併に対する不安

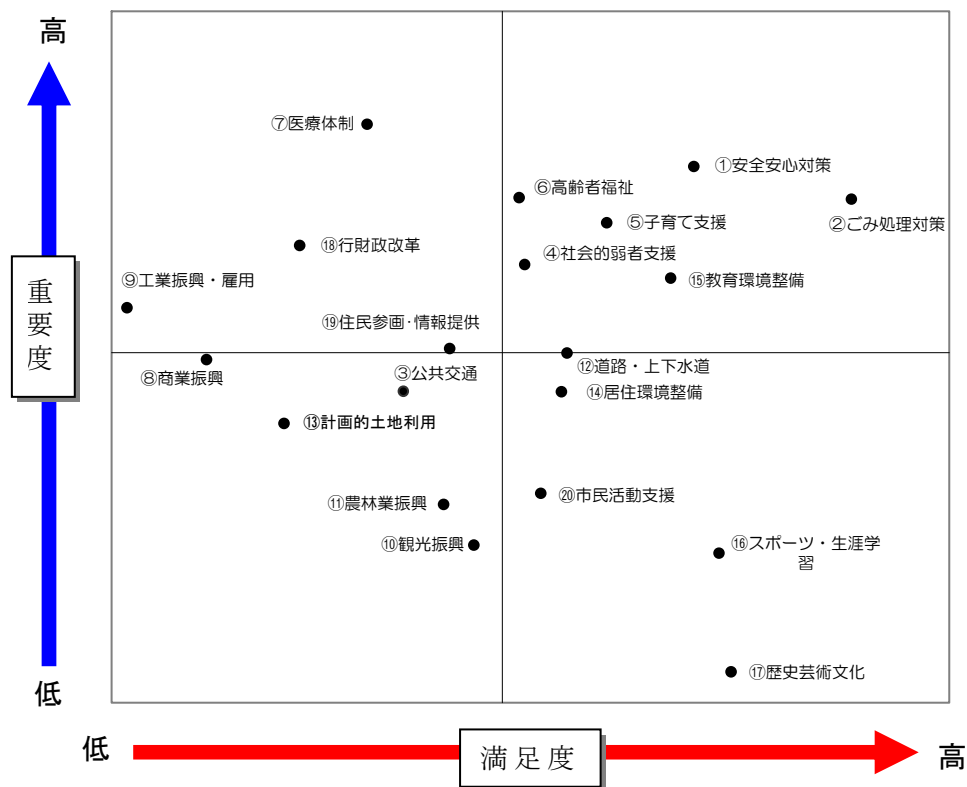
合併に対する不安としては「税負担の増加」「周辺地域の衰退」や「住民の声が届きにくくなる」といった部分での意見が多くなっています。



■ 行政サービスに対する満足度・重要度

各市町の行政サービスに対する住民の満足度としては、ごみ処理対策、安全安心対策、福祉、教育・歴史・文化、市民活動支援、道路・下水道などの分野において高くなっています。

医療体制、工業振興・雇用、行財政改革、住民参画の分野では、満足度が低く、重要度が高いことから、新市における今後の施策展開に対して、特に住民の期待度が高い分野であることがうかがわれます。



- | | |
|----------------------|---------------------|
| ① 防犯・防災などの安全安心対策 | ⑪ 農林業の振興 |
| ② 環境保全・ごみ処理対策 | ⑫ 道路・上下水道などの整備・保全 |
| ③ 公共交通の充実 | ⑬ 計画的な土地利用 |
| ④ 障害者など社会的弱者の自立・生活支援 | ⑭ 居住環境の整備 |
| ⑤ 保育・児童福祉などの子育て支援 | ⑮ 学校教育環境の整備 |
| ⑥ 高齢者福祉サービス | ⑯ スポーツ・生涯学習の充実・活動支援 |
| ⑦ 医療体制の充実 | ⑰ 歴史芸術文化の振興・活動支援 |
| ⑧ 商業の振興 | ⑱ 行財政改革への取り組み |
| ⑨ 企業誘致など工業の振興・雇用創出 | ⑲ 行政への住民参画・適切な情報提供 |
| ⑩ 観光の振興 | ⑳ 市民活動への支援 |

第4章 新市の基本方針

1 まちづくりの基本姿勢

新市の現状や課題、住民アンケートの結果などを踏まえ、新市まちづくりの基本姿勢を以下のように定めます。

●地域の“力”を活かすまちづくり

これまで各地域で取り組んできた“まちづくり”や住民活動によって、新市は様々な魅力や資源を有した地域になります。こうした各地域での取組は新市においても大切な“財産”であり、人・地域・文化・伝統などの様々な地域の魅力や資源を、さらに磨き上げていく必要があります。

新市誕生後の10年間は、こうした各地域の資源やまちづくり活動などを継承していく仕組みを確立するとともに、人・地域の自発的な取組を支援し、地域の魅力をより輝かせるまちづくりを推進していきます。

●“自律”により“自立”できるまちづくり

市民、まちづくり団体、地域の多様性のある取組は、新市にとって大きな力となりますが、それぞれが異なる方向性を持って行動しては、新市の魅力を向上させる力にはならないと考えます。新市が一つの新たなまちとして、他の自治体に負けない総合力を身につけていくためには、人と人、地域と地域が相互に認め合い、その中で、切磋琢磨（せっさたくま）し様々なまちづくりを展開していく必要があります。全ての市民、全ての地域が「自らが出来ることは何か」また「自らがすべきことは何か」を考え、それぞれが多様性を持った中でも、目指すべき目的は「新市の発展である」ということを明確にして、自らを律し取り組んでいく必要があります。

●持続可能な自治体づくり

人口減少、超高齢社会や低成長社会、また地方分権など、近年の社会情勢は大きく変化しています。そのような中、地方自治体においては安定した行政サービスの供給や、地域の資源、魅力を次の世代にも引き継いでいける「持続可能な自治体」としての確立が急務となっています。そのために、行財政運営面では、商工業の活性化や企業誘致などの経済的な振興策による税収の確保のみならず、より一層の行財政の効率化を推進していく必要があります。また、価値観の多様性や質的向上を求める社会では、市民と行政が一体となって取り組む協働の仕組みを整えることが、効果的で効率的なまちづくりに必要となります。

2 将来都市像

“自然”“歴史”“地域”“人”

それぞれに生み出す流れが大河を創り

悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市

太平山、三轟山といった風光明媚な山々、渡良瀬川、思川、巴波川、永野川などの水辺、渡良瀬遊水地、つがの里など多彩で豊かな自然環境、蔵の街など歴史ある街なみ景観、イチゴや米をはじめとする豊かな大地が育む多彩な農産物。

東京圏と東北地方とを結ぶ東北自動車道、太平洋と日本海とを結ぶ北関東自動車道の結節点としての発展性、栃木、茨城、埼玉、群馬の4県が重なる地理特性、充実した道路網や鉄道網による利便性、自然と都市が調和する良好な居住環境。

そして、それらの地域の資源や良さを活かして、住民、各種団体、企業、行政など多様な主体が個々に力を発揮し、また、互いに連携し、支えあう中で、活力ある郷土、住みよい郷土を目指し努力を続けてきました。

新市は、栃木市、大平町、藤岡町、都賀町がそれぞれに守り育ててきた多種多様な地域資源を有するとともに、交通環境や地理特性など基礎的条件が充実し、さらには、それらを守り、育ててきた人々が一つの自治体の住民となることで、多彩な魅力と大きな力を備え、さらなる飛躍が期待できる都市となります。

ひとつひとつの小さな流れが集まり、大きな流れとなり、故郷の川、母なる川として、人々の生活や地域に多くの恵みと発展をもたらした“渡良瀬川”“思川”“巴波川”“永野川”のように、個性と魅力あふれる“自然”“歴史”“地域”“人”がそれぞれに力を発揮することで多様な流れを生み出し、そして、それらを集めることで、新市を発展に導く大きな一つの流れとなる大河を創り出し、さらに、その大きな流れを絶やすことなく、未来永劫、新市を発展に導く力として、次世代に受け継いでいくことのできる都市を目指します。

3 まちづくりの基本方針

(1) 豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち（環境保全・安全安心・都市づくり）

新市の財産である豊かな自然環境を守り、次の世代に亘って、それらの恩恵を享受できるよう自然環境の保全を図ります。

また、市民一人ひとりが豊かな環境の中で、安全・快適に暮らせるよう、防犯・防災などの安全性の確保とともに、都市機能の強化、生活基盤の利便性、快適性の確保を図ります。

【施策展開の方向性】

- 豊かな自然環境の保全
- 安全・安心な暮らしの確保
- 快適で利便性の高い暮らしの実現

(2) いきいきと健康に暮らし続けられるまち（保健・医療・福祉）

子どもからお年寄りまで、誰もが安心して健康に愛着のある地域で暮らし続けられるよう、身近な医療から救急医療まで医療体制の充実を図るとともに、支援を必要とする人を支える福祉サービスや市民の健康づくりを支援する一つ一つの取組に加え、地域や市民が支え合う福祉の仕組みや保健・医療・福祉が一体となった支援体制など総合的な福祉を構築します。

【施策展開の方向性】

- 医療体制の充実
- 総合的な福祉の構築
- 健康づくりの充実

(3) 地域への愛着と誇りを育むまち（教育・生涯学習・文化）

将来を担う子どもたちが学ぶべき時に学び、地域や社会を支える大人たちが学びたい時に学ぶことができるよう、市民一人ひとりが様々な知識や経験に触れ、生涯に亘り学び合うことのできる環境づくりを推進し、優れた個性と豊かな人間性を持った人づくりを推進します。

また、地域が受け継いできた文化、歴史、伝統を大切にするとともに、それらの啓発に努め、愛着と誇りをもった地域の担い手を育成します。

【施策展開の方向性】

- 教育の充実
- 生涯学習環境の充実
- スポーツの振興
- 文化の振興

(4) みんながいきいきと働き活力あふれるまち（産業振興）

産業は地域活力の源であり、いきいきと豊かな生活を実現する上でも重要な要件となります。高速道路網、鉄道網、優れた自然環境など新市の特性となる基礎的条件や各市町が守り育ててきた地域資源や産業を活かすことに加え、合併の効果を活かし、地域資源、企業、住民など多様な主体の“力と力”を繋ぎ、新たな連携を築くことにより、あらゆる産業分野において新市の可能性を最大限に引き出し、活力ある新市を築いていきます。

【施策展開の方向性】

- 農林業の振興
- 商工業の振興
- 観光レクリエーションの振興
- 雇用の創出

(5) 互いに認め合い新たな交流が生まれるまち（人権尊重・交流）

市民一人ひとりが普遍的に持つべき意識である「基本的人権の尊重」を推進することで、年齢、性別、国籍などの垣根を越え、互いに認め合う地域社会の形成を推進します。

また、それらを基礎として、地域間の相互理解を推進し、新市の一体感を醸成するとともに、地域と地域、市民と市民が生み出す交流の輪を国内外に広げ、新市を中心として様々な交流が生まれるよう国内・国際交流の充実を推進します。

【施策展開の方向性】

- 基本的人権の尊重
- 新市の一体感の醸成
- 国内・国際交流の充実

(6) 共に考え協働により築きあげるまち（地域自治・市民参画・行財政運営）

市民と行政が一体となり、自立した地域運営を展開していくために、市民、地域、まちづくり団体など様々な主体の創意とエネルギーが十分に発揮され、誰もが主体的にまちづくりに取り組めるよう、まちづくりの新たな仕組みづくりや市民参加を推進するとともに、効率的な行財政運営の中においても多様なニーズに適確に対応できる行政基盤を構築し、市民との一層の信頼関係を築いていきます。

【施策展開の方向性】

- 市民と行政の協働によるまちづくりの推進
- 市民と行政の情報共有化の推進
- 行財政運営の充実

4 新市の都市構造の基本方針

新市の均衡ある発展と将来都市像である「“自然”“歴史”“地域”“人”それぞれに生み出す流れが大河を創り 悠久の流れが未来を築く 新生・栃木市」を実現するために、それぞれの特性を活かした拠点等の方向性や各拠点等の連携のあり方など、新市の都市構造を次のように定めます。

(1) 拠点等の方針

拠点、エリア、ゾーンを次のように定め、適切な役割分担と相互連携により、それぞれが特性を活かし、居住環境、活力、自然が調和したまちづくりを推進します。

●複合的都市拠点

栃木駅周辺、市役所を中心としたエリアです。国、県も含めた様々な行政機関、地域医療の拠点となっている病院、市内外から多くの学生が通う教育機関、金融機関、商業施設や民間の事務所等が集積しています。また、景観や歴史を活かした蔵の街として観光交流の拠点となっています。

教育や医療をはじめとして様々な都市機能のより一層の集積・向上を図り、拠点性を高めるとともに、交通面や情報面において地域拠点とのネットワークの強化を図り、新市にふさわしい都市拠点の形成に努めます。

●地域拠点

各地域の総合支所周辺を中心としたエリアです。住民に身近な生活機能や生涯学習などの機能が集積しています。

住民の日常生活が充足し、多様な主体が住民活動を展開できるよう行政機能をはじめとして、医療・福祉、教育、学習等の面において身近で便利な機能を一層充実していくとともに、地域ごとの特性や交通利便性を活かしたまちづくりを進め、活力と個性ある地域拠点の形成に努めます。

●観光交流・レクリエーション拠点

太平山・晃石山、つがの里、渡良瀬遊水地を中心としたエリアと道の駅みかもです。

観光交流人口を呼び込む拠点として、豊かな自然環境と多彩な地域資源を活かし、さらなる魅力向上に取り組むとともに、道の駅みかもは、新市全体の観光情報の発信や地域ブランドの売り込みを戦略的に展開する情報発信拠点として、その機能の充実に努めます。

● IC 周辺活用エリア

都賀 IC、栃木 IC、佐野藤岡 IC の周辺エリアです。

首都圏と東北地方を結ぶ南北の軸である東北自動車道と太平洋と日本海を結ぶ東西の軸である北関東自動車道の結節点という位置的優位性を活かし、新市を支える新たな産業集積や交流拠点としての整備を推進します。

● 産業誘導エリア

一般国道 50 号沿線の太田町、藤岡町の旧行政境付近のエリアです。

群馬、栃木、茨城の 3 県にまたがる幹線国道沿いという交通利便性や位置的優位性を活かし、産業や物流施設などの立地を図るため、土地利用の検討、調整を進める産業誘導エリアとして位置づけます。

● 都市的利用ゾーン

住宅、商業施設の立地など市街化を促進する区域です。

生活道路や上下水道の整備などにより居住環境の維持向上に努めるとともに、地域拠点周辺や東武線や JR 両毛線の駅周辺など良好な居住条件を備えた地区の整備を推進し、定住人口の増加を図ります。

● 産業集積ゾーン

既存の工業集積地や工業団地等となっている区域です。

高速道路や幹線道路へのアクセス性の向上など企業が活動しやすい周辺環境の整備・充実を図るとともに、新たな企業の誘致を推進します。

● 田園・農村的利用ゾーン

農業を振興する区域や都市的利用ゾーンの周辺部となっている区域です。

農業を活性化する環境を整備するとともに、自然と調和した居住地域として、適正な利活用と集落環境の改善に努めます。また、自然環境や地域コミュニティを強みとして活かし、特色ある地域づくりを推進します。

● 自然環境利用ゾーン

山林、自然公園などの区域です。

山林は、地球温暖化、異常気象による集中豪雨など、地球環境に様々な変化が顕在化している中で、次世代に引き継ぐべき貴重な資源です。里山の整備など適切な保全に努めるとともに、自然公園などにおいては、市民、観光客の憩いの場として、その特性や良好な景観などを活かし調和のとれた利活用を推進します。

(2) 軸の方針

合併の効果である新たな連携による相乗効果の発揮と新市の均衡ある発展のために、拠点と拠点を結ぶ連携軸等を構築していきます。

なお、新市は、既に道路や公共交通の面では一定の整備が進んでいる状況にあることから、「軸」とは、ハード面のみならず、情報や人材などソフト面での連携も含めることとします。

●都市内連携軸

都市内連携軸は、新市の均衡ある発展、新市としての一体化、交通の円滑化による都市機能の向上、情報、人材の共有化など様々な役割を有します。

地域間の連絡道路となっている主要地方道栃木・藤岡線や主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線などの機能強化を促進するとともに、公共交通ネットワークを充実することにより、複合的都市拠点、地域拠点間を結び、新市の一体化を推進します。

また、産業振興、居住環境の向上に寄与する幹線市道の整備により都市機能の向上を図ります。

さらに、まちづくり団体の交流、地域資源を活用した交流など、人材、情報面における交流を促進し、人と人とのつながりによる連携軸の構築に努め、新市の均衡ある発展を目指していきます。

●広域交流軸

広域交流軸は、市民の利便性の向上、観光交流人口の増加、企業活動の環境充実などの役割を有します。

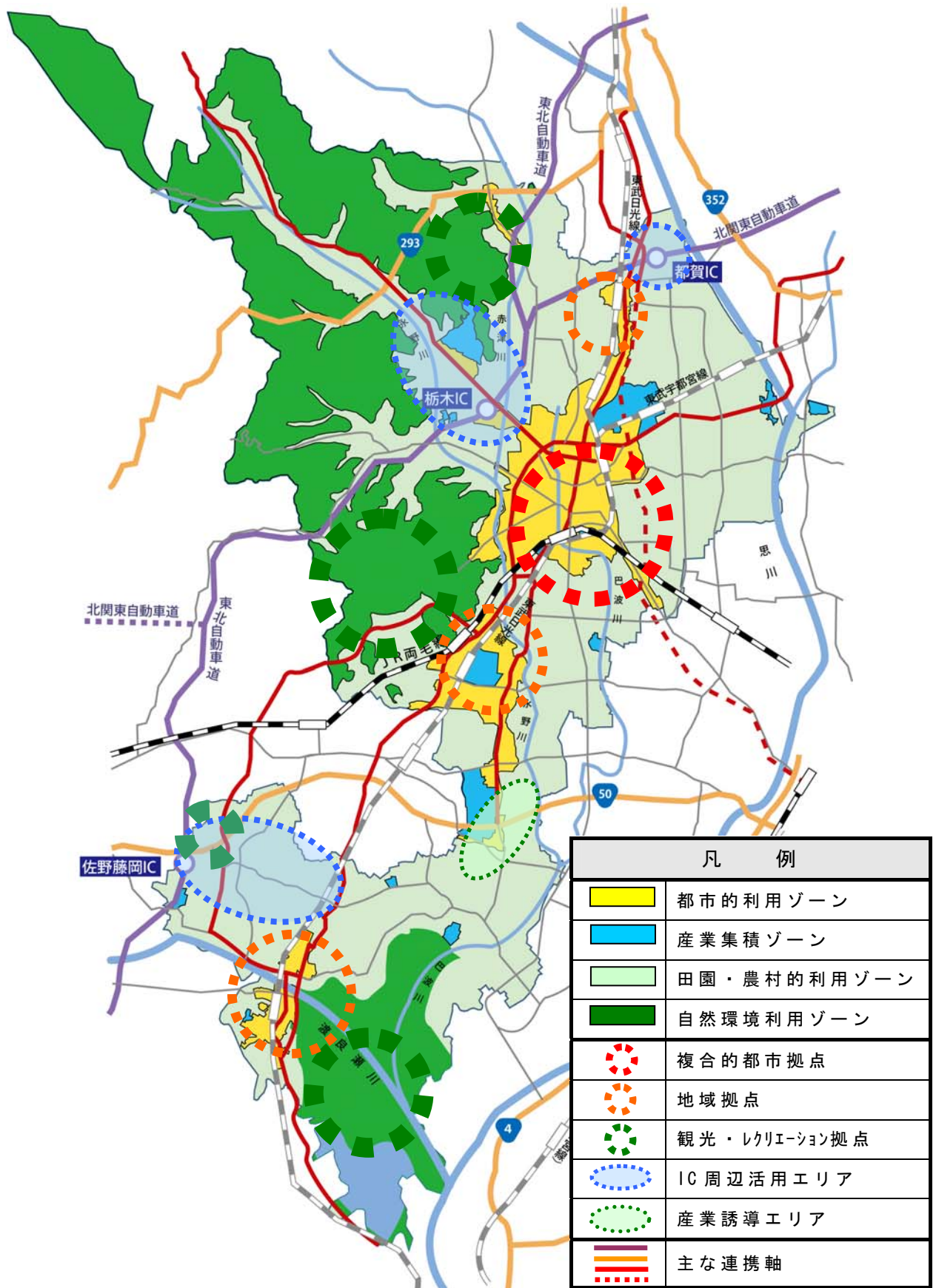
東北自動車道、北関東自動車道、一般国道50号、一般国道293号、主要地方道宇都宮・栃木線など県内外との広域的な交流、連携の軸となる基幹道路の整備を促進するとともに、東武線、JR両毛線の利便性の向上を促進し、観光交流人口の増加や企業活動の一層の活性化のため、環境の充実を推進します。

また、近隣自治体との交流、連携を強化する軸として都市計画道路小山・栃木・都賀線などの幹線道路の整備を促進するとともに、広域行政、施設の相互利用、観光振興などまちづくりにおける連携の強化も進めていきます。

●観光交流軸

観光交流軸は、都市内連携軸、広域交流軸を活用し、観光・レクリエーション拠点間における人、情報など新たなネットワークを構築し、観光回遊ルートの新規創出に取り組むとともに、道の駅等における情報発信の強化を進め、相乗効果による観光振興を推進します。

○都市構造のイメージ図



5 新市のまちづくり体制（地域自治制度）

（1）背景

まちづくりの基本姿勢にもあるとおり、新市の発展は、地域の特性、これまで進めてきたまちづくりを活かすことが前提となります。そのため、地域住民の声を反映し、地域の独自性を活かしたまちづくりを継承していくことが求められるとともに、各市町が進めてきた住民参加によるまちづくりの中で培われた“住民の力”を活かし、地域づくりを進めていくことが求められています。

また、合併により市域が広大化することで「行政との距離」に不安感を覚える住民が少なくない中で、住民と行政が一体感を持って地域づくりを行うことができる仕組みが求められています。

（2）新たなまちづくり体制

合併への不安の解消、地域の特性やまちづくりの継承を進めるために、行政の取組として、広聴制度の充実や重点的な予算配分などの方法が想定されます。

しかし、新市は、市域の広大化に加えて、少子高齢化と人口減少という状況を見通した中で、自治体運営を行うことが前提となっています。行政の取組みだけでは、地域の多様なニーズを十分に把握し対応することは困難であり、これまで以上に、住民自らの活動、各種地域団体の活動など、住民自治、地域自治によるまちづくりが求められます。

そこで、新市における新たなまちづくり体制として、住民、地域、団体、行政など多様な主体が参加する協働の仕組みとなる「地域自治制度」を導入します。

（3）地域自治制度の基本的な枠組み

①住民代表組織

住民や団体など、地域に関わる多様な主体の声を把握し、地域の意見として集約、調整するとともに、住民、地域、団体、行政の活動の連携を強化するために住民代表組織を設置します。

②身近な地域行政機関

住民の利便性の維持向上のための身近な行政サービスを提供するとともに、住民代表組織との連携により、地域のまちづくりの推進や住民活動等の支援を行うために身近な地域行政機関を設置します。

③地域の意見が反映される仕組み

住民代表組織や地域住民の意見が、地域行政機関の取組だけでなく、本庁が地域に関係する重要な取組を行う際にも、反映される仕組みを構築します。

(4) 地域自治制度の具体像

新市における地域自治制度として、合併新法、地方自治法に基づく地域自治区を導入します。

①制度選択の理由

ア) 地域自治区は法令に基づくものであり、また、設置手続きにおいて、新市発足前の合併協議で定める制度であることから、合併の不安を解消する上で望ましいこと

イ) 地域自治区は住民代表組織である地域協議会と地域行政機関である地域自治区事務所の設置、さらには、地域協議会の意見に対する市長の尊重義務が法令で定められており、基本的枠組みの条件を満たすこと

ウ) 地域自治区は地方自治法にも定めがあり、合併協議による設置期間経過後においても、継続的に制度を活用することが可能であること

②設置区域

合併への不安の解消を第一に考慮し、大平町、藤岡町、都賀町の区域ごとに地域自治区を設置します。

③地域協議会

住民代表組織として、自治会、産業、福祉、教育分野などの公共的団体、まちづくりに携わるNPOや住民などを構成員とする「地域協議会」が組織され、行政側の地域に関する取組に対して意見を発信したり、総合計画などの重要施策に関する市長からの諮問に答申を行います。また、地域の団体や住民と連携、協働し、地域の特性を活かした様々なまちづくり活動を展開し、「地域自治の要」としての役割を担います。

④地域自治区事務所

地域協議会や地域住民の意見を反映させつつ、地域協議会の活動支援、住民や団体のまちづくり活動の推進、地域特性を活かしたまちづくりを行うほか、旧町役場ごとに設置される総合支所として住民サービスの提供を行い、住民に身近なところで対応することが望ましい事務や取組を身近なところで実施する「地域行政機関」としての役割を担います。

(5) 地域自治のあり方

① 地域自治の目標

地域自治は、地域のまちづくりと自治の推進が目的です。一方で、新市は合併による効果を活かして一体的なまちづくりを推進することも重要であり、これらを両立させることが課題となり、相反する目標を抱えているものと捉えることもできます。

元来、自治体は、住民、団体、企業など多様な主体により構成されており、個性の集合体です。このようなことから、個性ある地域が一つの自治体の中に共存しながら、全ての地域と住民が有機的なまちづくりを進め、「新市の発展」へとつなげていくことが重要です。

② 地域自治制度導入にあたっての責務

地域自治制度は、新市の行政に地域住民の意見を反映する仕組みを整え、合併の不安を解消することが大きな目的の一つです。同時に、住民や地域自らの手によるまちづくりを推進する自治のための制度です。

住民代表組織や地域住民は、行政側に一方的に意見を述べ要望するのではなく、「自治」を念頭に置き、住民や地域自らができるものは自ら行うという自助・共助の意識を高め、住民自ら、地域自らが、あるいは多様な主体の連携、協働により、地域のまちづくりを進めることが求められます。

また、地域行政機関は、まちづくりに関する情報を積極的に住民代表組織や地域住民と共有するとともに、地域住民のパートナーとしての自覚を持ち、住民代表組織や住民の活動を積極的に支援することが求められます。

なお、新市において、地域自治制度を中心として、住民、団体、行政など多様な主体が参加した協働のまちづくりを推進するためには、それぞれの役割と責務を明確化する基本的なルールづくりを行うことも検討する必要があります。

③ 地域自治制度の発展方向性

地域自治制度は、旧市町のいずれにおいても実施したことのない取組です。新市においては、恒常的な検証と調整を行い、その目標である「新市の発展」に一層寄与するものへと近づけていきます。

また、合併協議による地域自治区の設置期間は、平成 27 年 3 月までです。この期間経過後は、基本的枠組みである住民代表組織と地域行政機関の設置を前提としつつ、「自治」という意義に鑑み、地域の住民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。

○地域自治制度の概念図

背景や必要性など

まちづくりの基本姿勢

- ・地域の“力”を活かすまちづくり
- ・”自律”により”自立”できるまちづくり
- ・持続可能な自治体づくり

合併に対する住民の不安

今まで取り組んできた「まちづくり」はどうなる？

市域が広がって意見は聴いてもらえるの？

役場が遠くなって不便にならない？

中心部だけ良くなって、周辺は衰退するのでは？

地域の歴史や伝統文化は？

地域内のつながりが弱くならない？

多様なニーズの充足

少子高齢化・人口減少社会の中で、住民の多様なニーズを充足させるためには、まずは、住民や地域自らの活動と行政が力を合わせて、協働によるまちづくりが求められています。

新市のまちづくり体制

地域自治制度の基本的枠組み

住民代表組織

- ・住民、団体などを委員として組織する。
- ・地域の意見集約・調整を行う。
- ・住民、団体の活動の連携強化・調整を行う
- ・地域行政機関と連携しまちづくりを推進する。

身近な地域行政機関

- ・住民に身近な行政サービスを提供する。
- ・住民代表組織と連携しまちづくりを推進する。
- ・住民や団体の活動支援を行う。（住民自治の推進）

地域の意見が反映される仕組み

- ・住民代表組織や地域住民の意見が新市の取組に反映される仕組みを構築する。

地域自治のあり方

地域自治の目標

全ての地域と住民が「新市の発展」という目標を持った上で、自らの地域の特性を活用したまちづくりを展開する。

住民と地域の責務

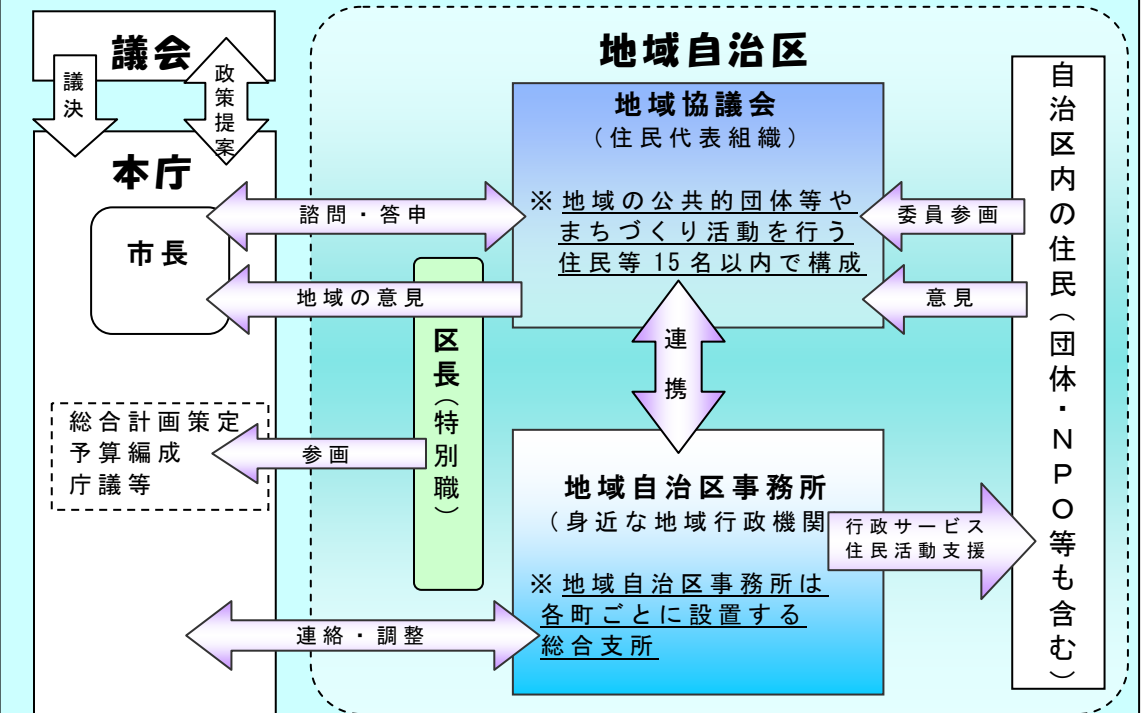
住民代表組織を通じて行政に一方的要望ばかりをするのではなく、自らできるものは自ら行うという意識でまちづくりに取り組む。

地域行政機関の責務

地域住民のパートナーとしての自覚を持ち、住民代表組織や住民の活動を積極的に支援していく。

合併時の地域自治制度

大平町、藤岡町、都賀町のそれぞれの区域に合併新法に基づく地域自治区を設置（平成27年3月31日まで）

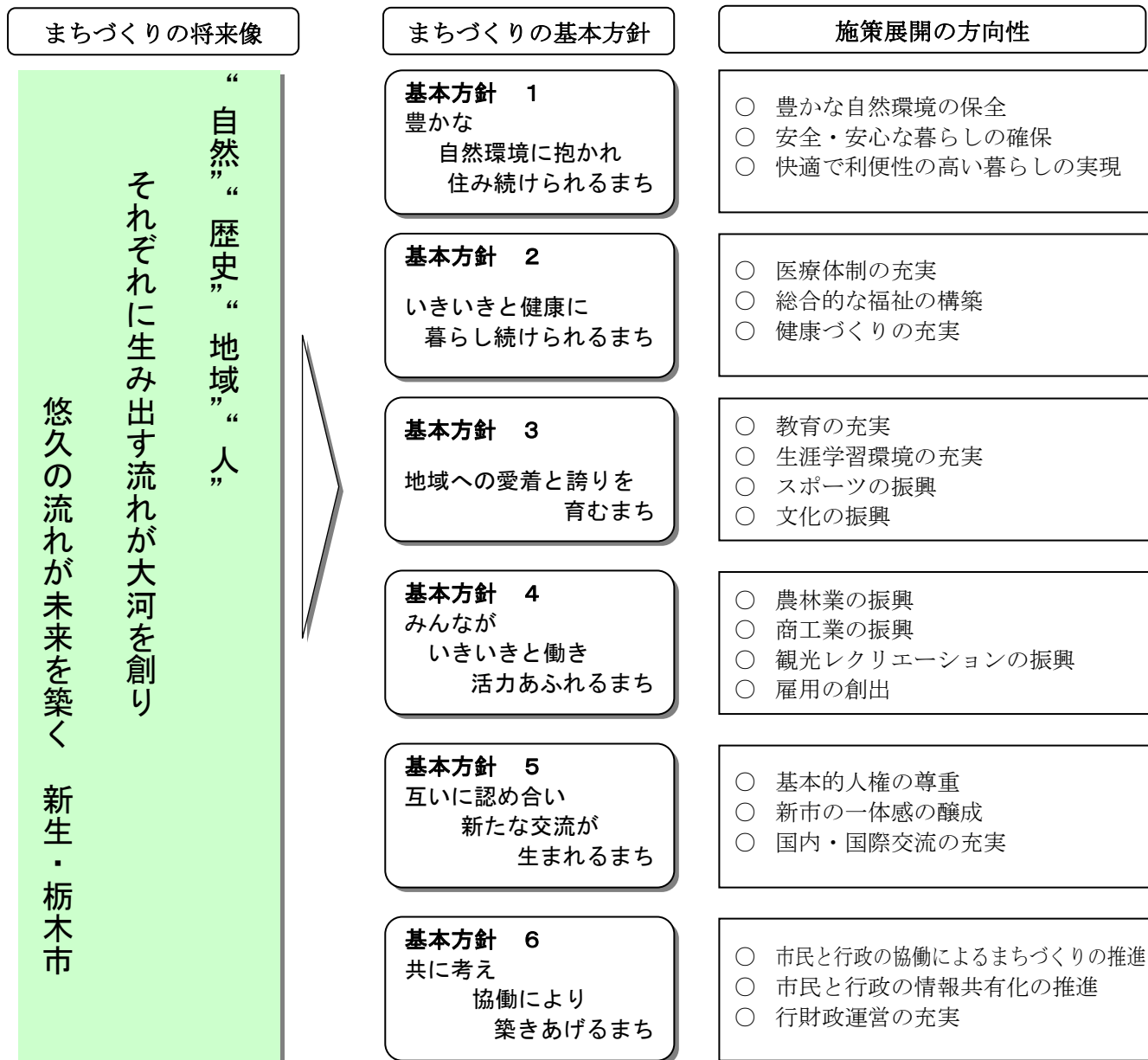


地域自治区設置期間経過後

基本的枠組みである住民代表組織と身近な地域行政機関の設置を前提としつつ、「自治」という意義に鑑み、地域の住民の意向を把握し、まちづくりを推進するより良い仕組みを構築します。

第5章 新市の施策

1 施策の体系



2 施策の展開

基本方針1 豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち

(1) 豊かな自然環境の保全

地域の貴重な資源でもある豊かな自然環境は、保水、CO₂の吸収、またヒーリング（いやし）効果など、われわれの生活に密着した多様な機能を有しており、良好な生活環境を形成する上でも、大変重要な役割を担っています。温暖化をはじめとする地球環境の悪化は世界的な問題ですが、昨今の集中豪雨など身近なところで環境の変化を実感する機会も増えつつあり、市民、地域、行政が一体となって身近な問題として環境問題に取り組むことが求められています。

地域の貴重な自然環境の保全や地球環境にやさしい循環型社会の形成に向けて、自然資源を活用した環境学習等や環境イベントなどの啓発活動により、環境保全の基礎となる市民意識を醸成し、ごみの分別などのリサイクル活動やマイバッグ運動など市民一人ひとりが取り組むことのできる活動を推進します。

また、身近な緑地や河川等の美化や不法投棄防止など地域の環境を保全する活動においても、市民、地域、行政が一体となって緊密な連携のもと推進していきます。

【施策分野】

- 環境の保全
- 循環型社会の形成
- 緑地や水辺環境の保全

(2) 安全・安心な暮らしの確保

新市は、気象条件にも恵まれ、地震等も比較的少ない地域です。しかしながら、近年、各地で大規模かつ多様な災害が発生しており、住み続けられる地域社会を形成するためには、防災対策の充実を図ることが求められています。

防災・危機管理体制の強化として、治山事業や河川整備などを実施することにより、災害を未然に防止するとともに、市域の広がりに対応した防災体制の再構築を進めます。また、自主防災組織の育成など地域や住民の災害対応力の向上を図ります。

また、高齢化や核家族化が進む中で、誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するためには、緊急時の対応体制の充実や市民が犯罪や事故に巻き込まれない環境を整えることが求められています。

常備消防の充実などにより消防・救急搬送体制の強化を図るとともに、市民を犯罪や交通事故から守るため、防犯対策と交通安全対策を推進します。また、消費者被害から消費者を守るとともに、市民の生活不安を解消するため、市民生活相談体制の充実及び正しい消費知識の普及と情報提供に努めます。

【施策分野】

- 防災・危機管理の強化
- 消防・救急体制の充実
- 防犯・交通安全対策の充実
- 市民相談・消費者保護の充実

(3) 快適で利便性の高い暮らしの実現

新市は、鉄道や道路網などの利便性の高い交通環境やそれに伴う企業立地など雇用環境、高等学校等の教育環境が充実し、豊かな自然と調和した暮らしやすい環境となっています。しかしながら、地域全体としては人口の減少が見られることから、居住環境の優位性のPRや地域のイメージアップを図るとともに、より一層暮らしやすい環境を整えることが求められます。

自然環境と調和した計画的な土地利用を図りながら、まちとしての魅力や活力を生み出す都市基盤の充実や住民の生活が充足する機能の維持向上を図るとともに、公共交通体系の充実により、誰もが都市の利便を享受できる環境づくりを推進します。

また、居住適地への民間住宅開発の誘導や土地区画整理事業の推進などにより良好な住宅地を供給し新たな人口の流入に努めるとともに、身近な生活道路の維持管理や高齢者に配慮した生活環境の整備により、誰もが暮らしやすい環境の維持向上に努めます。

【施策分野】

- 都市基盤の充実
- 公共交通体系の充実
- 定住環境の整備推進
- 暮らしの環境の維持向上

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|-----------------|---------------|--|
| 豊かな自然環境の保全 | 環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基本計画の策定 ○ 不法投棄防止活動の推進 ○ 公害対策の充実 ○ 環境学習の推進 ○ 環境イベント等の実施・支援 |
| | 循環型社会の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの資源化・減量化の推進 ○ リサイクル活動の推進 ○ マイバッグ持参運動の推進 ○ 省エネルギーの推進 ○ 水循環システムの推進 |
| | 緑地や水辺環境の保全 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公園緑地等の維持管理の充実 ○ 河川美化活動の推進 ○ 自然散策路・親水空間等の充実 |
| 安全・安心な暮らしの確保 | 防災・危機管理の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・減災対策事業の実施 ○ 市域の広がりに対応した防災体制の構築 ○ 地域、住民の災害対応力の向上 ○ 災害時における要援護者の支援活動構築 |
| | 消防・救急体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 常備消防・救急搬送体制の充実 ○ 消防団の強化 |
| | 防犯・交通安全対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防犯・交通安全意識の啓発 ○ 地域防犯活動の促進 ○ 交通安全施設の維持・整備 |
| | 市民相談・消費者保護の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な市民相談体制の構築 ○ 消費生活等に関する情報提供の充実 ○ 消費生活センターの管理運営 |
| 快適で利便性の高い暮らしの実現 | 都市基盤の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画的な土地利用の推進 ○ 都市計画マスタープランの策定 ○ 都市計画道路・幹線道路等の整備 ○ 土地区画整理事業の推進 ○ 駅周辺交通環境の整備 ○ 良好な都市景観の形成 ○ 斎場・墓地公園等の再整備の検討 |
| | 公共交通体系の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共バス交通体系の再構築 ○ デマンド交通システム等の検討 ○ 鉄道との連携及び円滑化の推進 |
| | 定住環境の整備推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定住支援事業の充実 ○ 民間住宅開発の誘導 ○ 土地区画整理事業の推進（再掲） |
| | 暮らしの環境の維持向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化の推進 ○ 生活道路等の維持管理 ○ 上下水道の整備 ○ 高齢者優良賃貸住宅整備の推進 ○ 市営住宅の維持管理 |

基本方針2 いきいきと健康に暮らし続けられるまち

(1) 医療体制の充実

高齢者の単独世帯の増加や子育て世代を中心とした核家族化が進む中で、誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、いつでも安心して、身近な医療から救急医療まで様々な段階の医療を受けられる環境を整えていくことが必要です。そのためには、地域の医療機関、地域の中核病院等の充実を図るとともに、患者集中を解消し、初期、二次、三次の医療の機能分化を推進し、適切な機能を十分に果たすことができる環境を整えることが求められています。

市民の日常的な医療ニーズを満たすため、医師会や医療機関等との連携により、かかりつけ医の普及・定着に努めるとともに、地域拠点等における医療福祉機能など地域医療の充実を図ります。

また、急患センターの強化、小児救急医療の充実により初期救急医療の体制を充実するとともに、夜間救急における病院群輪番制病院を確保することにより、市民が安心できる救急医療体制の充実に努めます。

さらに、市民の医療の確保と健康の保持を推進する基盤として、国民健康保険制度や長寿医療制度の健全な運営を推進します。

【施策分野】

- 地域医療の充実
- 救急医療体制の充実
- 社会保険の安定運営

(2) 総合的な福祉の構築

人の一生には、誕生、就学、就職、結婚、子育て、退職など様々なライフステージがあります。そこに、家庭環境、経済環境、ハンディキャップなどの個人が置かれた異なる状況も加わると、市民が必要とする福祉サービスは多岐にわたります。要支援者の多様なニーズに応じて、細やかな福祉サービスを提供していくためには、地域と連携し様々な主体による福祉の取組を推進するとともに、人のライフステージなどに応じて福祉サービスの提供を総合的、かつ、体系的に構築していくことが求められます。

総合的な福祉を構築するための基盤として、相談窓口の設置や専門職の充実とともに、医療機関、教育機関、就業斡旋機関などとの連携を強化し、総合的に対応できる福祉の体制を整えていきます。

また、社会福祉協議会やNPO等の地域福祉団体やボランティアとの連携により、要支援者に対し、生活の安定や自立に向けた支援を行うとともに、住民意識の高揚を図り、地域社会で助け合う相互扶助体制の確立に向けて地域福祉の充実に努めます。

さらに、各種の福祉サービスにおいては、子育て世代、障がい者、高齢者やその家族など支援を必要とする住民が、安心して暮らし、自立と社会参加ができるよう制度の充実に努めていきます。

【施策分野】

- 総合的な福祉サービス提供体制の構築
- 地域福祉の充実
- 子育て環境の充実
- 障がい者の自立支援の充実
- 高齢者の自立支援の充実
- 低所得者の自立支援の充実

(3) 健康づくりの充実

市民が生涯を通じて健やかに安心して暮らすためには、医療や福祉の充実だけでなく、事前の疾病予防や、リハビリテーションに至るまで、総合的な市民の健康を保持する取組が求められるとともに、新型インフルエンザなど新たな感染症の発生や拡大を防ぐための意識啓発や体制づくりが求められます。

病気全般を予防するための生活習慣の改善を促すアドバイスや、健康の保持・増進のための健康相談やイベントの実施などにより日常の健康づくり支援を行っていきます。

また、疾病を未然に防ぐために各種健診や予防接種を実施するとともに、感染症発生時の対応マニュアルの作成などにより疾病予防対策を強化していきます。

【施策分野】

- 予防対策の強化
- 市民の健康づくり支援

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|-----------|-------------------|---|
| 医療体制の充実 | 地域医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師会・医療機関等との連携強化 ○ かかりつけ医の普及・定着 ○ 身近な医療体制の充実 |
| | 救急医療体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 急患センター機能の充実 ○ 小児救急医療の充実 ○ 病院群輪番制病院の確保 |
| | 社会保険の安定運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民健康保険制度の安定運営 ○ 長寿医療制度の安定運営の推進 |
| 総合的な福祉の構築 | 総合的な福祉サービス提供体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉事務所の設置 ○ 総合的な相談窓口の設置 ○ 専門職の充実 ○ 医療機関・教育機関との連携強化 ○ 各種福祉関連団体との協力体制の強化 |
| | 地域福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉拠点の整備 ○ 地域福祉活動団体との連携強化 ○ 意識啓発の推進 ○ 福祉ボランティアの養成 |
| | 子育て環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健診・発達相談の充実 ○ 母子に関する医療費の助成 ○ 子育て支援施設・保育園の整備・充実 ○ 仕事と子育ての両立支援の充実 ○ ひとり親家庭等の自立支援の推進 |
| | 障がい者の自立支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援の充実 ○ 日常生活の支援の充実 ○ 就労支援の充実 ○ 交流機会・社会参加の充実 ○ 権利擁護の推進 |
| | 高齢者の自立支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防サービスの充実 ○ 地域包括支援センターの設置 ○ 日常生活の支援の充実 ○ 介護保険サービスの充実 ○ 介護保険施設の設置促進 ○ 権利擁護の推進 |
| | 低所得者の自立支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護の実施 ○ 就労支援の充実 |
| | 健康づくりの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種健診・予防接種等の充実 ○ 感染症に関する意識啓発 ○ 感染症発生時の対応マニュアルの作成 |
| | 市民の健康づくり支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康福祉施設の充実 ○ 健康づくりイベントの実施 ○ 健康相談・教育の充実 ○ 健康づくりに関する情報提供の充実 |

基本方針3 地域への愛着と誇りを育むまち

(1) 教育の充実

グローバル化社会の中で、次の時代を担う子どもたちは、新市、さらには、地球規模で活躍する可能性を秘めた大切な“財産”であり、教育は、新市の発展の礎を築くだけでなく、社会全体を支える人材づくりとしても重要な役割を担っています。

一方で、少子高齢化、核家族化、地域のつながりの希薄化など家庭や社会の様々な変化の中で、教育環境の充実を図っていくためには、子どもたちの人間形成の基礎となる学校教育を中心として、学校、家庭、地域など様々な主体が連携し、新市の教育をつくりあげることが求められています。

教育の中心となる学校教育においては、子どもたちが社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を持ち、一人ひとりが健全な心と体、夢や生きがい、さらには地域への愛着と誇りを備えた人材となることができるよう、基礎学力の向上を図ります。また、各市町が取り組んできた特色ある教育実践を活かした総合的な学習、国際教育、学校給食による食育の推進など多彩な教育プログラムの導入により、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた学校教育の充実を推進します。

また、充実した学校教育の前提となる条件を整備するために、教育研究所の充実等による教員の資質向上、外国語指導助手や学校支援員の導入による教育体制の充実を図るとともに、学校施設の計画的な改修や学校の統合・整備など規模の適正化を図ります。

さらに、学校における教育のみならず、幼保・小・中・高の連携による教育の一貫性、家庭教育、青少年健全育成活動や子育ての支援など地域活動との連携などを推進するとともに、それらの機能や活動を有機的に結び、新市全体としての教育力を高めるため、教育総合計画を策定し、地域社会が一体となった総合的な教育環境の充実を図ります。

【施策分野】

- 学校教育の充実
- 教育条件の整備
- 総合的な教育環境の充実

(2) 生涯学習環境の充実

多様なライフスタイルが広がりを見せる社会においては、より心豊かな生活を実践していく上で多様な知的欲求を充足していく必要があり、人生を充実させる主体的な活動の場や地域における人材育成や活躍の場として、誰もが学び、誰もが教えることのできる生涯学習環境の充実が求められています。

生涯学習に対する多様なニーズを充足させるため、生涯学習拠点の充実や各地域の公民館等との相互ネットワーク化により、利用しやすい生涯学習環境を構築します。

また、地域の多彩な人材を講師として活かすことなどにより生涯学習メニューの充実を図るとともに、地域を学び郷土への理解を深める地域学習など、市民間の交流や新市の一体化を推進する場としての生涯学習も併せて推進していきます。

【施策分野】

- 生涯学習環境の構築
- 学習機会の充実

(3) スポーツの振興

長寿社会の中で、誰もが健康で生きがいを持って生活できる地域社会の形成が重要となっており、健康づくりや人との交流の場として、スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

多くの市民がスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設や身近な運動場の充実などを進めます。

また、スポーツに参加する機会の充実として、市民参加型の総合型地域スポーツクラブ等の活動への支援や各種大会を開催するとともに、新市としてのスポーツ交流大会の開催等を検討し、市民間の交流や新市の一体化を推進する場としてのスポーツの振興も併せて進めていきます。

【施策分野】

- スポーツ環境の充実
- 参加機会の充実

(4) 文化の振興

新市が発展していくためには、優れた都市機能や交通の充実だけでなく、市民の心や文化活動の育成、次世代へと引き継ぐべき財産である文化財の保全など、地域の優れた文化を振興していくことも重要です。

心豊かな市民性を育てるために、地域に関する芸術作品の展覧会の開催等により芸術作品にふれる機会の充実を図るとともに、文化施設の修繕等を計画的に進め、文化に親しむ環境の充実を図ります。

また、各地域の総合支所や文化施設等を中心として、文化活動団体の支援や文化の伝承者の確保・育成を図り、地域の特色ある文化の発展、歴史の継承に努めます。

さらに、地域の特色でもある文化財をはじめとした歴史的文化遺産の調査、研究、保存を進め、地域学習などの教材として子どもたちの郷土の歴史と文化に対する理解と意識の高揚を図るとともに、新市の活性化に寄与する観光資源としての活用を図ります。

【施策分野】

- 文化に親しむ機会の充実
- 地域文化・歴史等の発展・継承の支援
- 文化財等の保護と活用

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|-----------|-------------------|---|
| 教育の充実 | 学校教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎学力の向上 ○ 道徳教育や体育の充実 ○ 特色ある教育プログラムの研究・実践 ○ 特別支援教育の充実 ○ 国際教育の推進 ○ 学校給食による食育の推進 |
| | 教育条件の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究所の充実 ○ 学習相談・指導体制の充実 ○ 教員の資質向上 ○ 学校施設の改修・耐震化等の計画的推進 ○ 学校の統合・整備 |
| | 総合的な教育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育総合計画の策定 ○ 就学支援の充実 ○ 幼児教育の充実 ○ 幼保・小・中・高の連携推進 ○ 青少年健全育成活動の推進 ○ 児童・生徒の安全確保の推進 ○ 地域社会と一体となった教育環境の構築 |
| 生涯学習環境の充実 | 生涯学習環境の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習拠点施設の充実 ○ 公民館等の改修等の計画的推進 ○ 生涯学習関連施設のネットワーク形成 |
| | 学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な学習の創出 ○ 市民の学習活動支援 ○ 地域学習の推進 |
| スポーツの振興 | スポーツ環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ施設の改修等の計画的推進 ○ 身近な運動場の整備・充実 |
| | 参加機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツ団体との連携強化 ○ 総合型地域スポーツクラブの活動支援 ○ 各種スポーツ大会の開催 ○ スポーツ交流大会の開催推進 |
| 文化の振興 | 文化に親しむ機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化施設の改修等の計画的推進 ○ 芸術作品鑑賞の推進 |
| | 地域文化・歴史等の発展・継承の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化団体等の活動支援 ○ 祭り・伝統芸能等の地域文化活動の支援 ○ 地域の歴史・文化・伝統の市民啓発 ○ 担い手育成支援 |
| | 文化財等の保護と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財の調査・保存・整備 ○ 文化財見学会等の実施 |

基本方針4 みんながいきいきと働き活力あふれるまち

(1) 農林業の振興

新市は、米、麦、いちご、トマト、ぶどう、さつまいも、にらなどに代表される優良な農産物の生産地です。新市においても、各地域が力を入れていたブランド化や生産地としての地位向上の取組を引き続き推進するとともに、他の業種との連携による新たな農業の展開を推進するなど、足腰の強い産業として、農業を活性化していく必要があります。

かんがい排水整備等により農業集落環境の改善を進めるとともに、農業団体と連携し、担い手の育成、農産物直売施設等における地産地消の推進とIT活用による全国への販売など流通体制の多様化を進め、農業の経営基盤を充実していきます。また、農業者の意識改革を進め、飲食業や観光などとの連携により、地域ブランドの育成、体験農業等グリーンツーリズムによる都市住民との交流など農業の持つ新たな可能性を引き出し、特色ある農業を展開していきます。

また、森林は水資源のかん養や地球温暖化防止など、多様な公益的機能を有しています。新市の豊かな森林を、資源として保全し、有効活用を推進するとともに、間伐支援、林道の維持管理などにより、林業の振興を図っていきます。

【施策分野】

- 農業経営基盤の充実
- 特色ある農業の展開
- 林業の振興

(2) 商工業の振興

商業は、まちの顔としての機能、地域生活の基礎となる機能など、多様な機能を有しており、新市の魅力を高めるとともに、市民生活の利便性を維持向上するため、その機能の再生、より一層の活性化が求められています。

商工団体との連携をより一層深め、経営者の意識改革や経営体質強化の支援、空き店舗対策、イベント販売促進活動等による商店街への支援や地域生活に根ざした商業の環境整備を進めるとともに、計画的な土地利用による商業施設の配置誘導を行います。

また、工業は、新市の活力を生み出す経済的基盤としての役割を担っており、個々の事業所の経営体質の強化とともに、グローバル化した経済の中において、新市の工業全体の競争力を高めていくことが求められています。

金融機関等との連携による制度融資の実施により事業所の設備投資や経営体質強化を推進するとともに、異業種・同業種交流や産学官などにおける新たなネットワークの構築など製品開発分野や流通における連携を強化することにより、製品のブランド化や新たな特産品開発を促進し、競争力のある工業の振興に努めます。

【施策分野】

- 商業の振興
- 工業の振興

(3) 観光レクリエーションの振興

新市には、渡良瀬遊水地、太平山県立自然公園、その南山麓（さんろく）に広がるびどう団地、つがの里や蔵の街の景観をはじめとした多くの観光資源や地域の資源、特性を活かした多彩なイベントがあります。新市の存在感を高め市民の郷土愛を醸成するとともに、地域を支える産業分野の一つとして活性化するため、観光レクリエーションの振興が求められています。

資源の特性や観光ニーズに応じて、一つ一つの観光交流・レクリエーション拠点の魅力を高めるとともに、道の駅などを活用した観光情報提供体制の充実、点在する観光資源を活かした「歴史」、「自然」、「食」などのテーマ別観光ルートの設定など、資源を有機的・戦略的にネットワーク化し、多様なニーズを充足できる総合的な観光地づくりを推進します。

また、農業、商工業、観光の連携による特産品開発、農業と観光による滞在・体験型観光の充実など、業種を越えた連携を強化し、滞在時間の延長や観光消費を生み出す取組を推進するとともに、観光に携わるボランティアの育成による観光案内の充実や市民、事業者への研修による「おもてなしの心」の普及など、観光地として新たな付加価値の創造を目指します。

【施策分野】

- 魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成
- 観光ネットワークの形成
- 新たな付加価値の創造

(4) 雇用の創出

雇用の創出は、次世代の定住化や新たな流入人口の誘導、新市の行財政基盤の強化など多様な役割を有しており、新市が暮らしやすいまちとして発展を目指す上で重要な要素となっています。

東北自動車道と北関東自動車道が交差するという位置的優位性を活かし、栃木 IC や都賀 IC 周辺の企業の立地環境の整備を推進するとともに、佐野藤岡 IC や幹線国道沿いなど産業適地の新たな土地利用を検討します。併せて、既存の工業団地など市内のあらゆる産業適地に関する情報を一元化するなど、企業側の多様なニーズに応じた情報提供、立地支援体制の確立を図ります。

また、合併の効果を活かし、農林業、商工業、観光各分野の事業者、まちづくり団体など、産業間、地域間の新たな連携を促進するとともに、良好な自然環境や豊富な水資源など地域の特性やイメージを活かした新産業創出の促進を図ります。

さらに、新市には、世界的規模の企業も立地しており、団塊の世代を中心に様々な経験を積んだ退職者が地域の一員として生活しています。そのノウハウや技術を活用したコミュニティビジネスなど新たな起業の形による多様な雇用の創出が図れるよう、情報提供を充実させていくとともに、年齢や性別を問わず意欲のある人が起業、就労できるよう勤労者福祉の充実など、誰もが安心して働ける環境整備を促進します。

【施策分野】

- 企業誘致の推進
- 新産業創出の促進
- 多様な雇用環境の創出

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|---------------|------------------------|---|
| 農林業の振興 | 農業経営基盤の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農道等農業基盤の維持・整備 ○ かんがい排水の整備促進 ○ 優良農地の適切な保全 ○ 農業団体との連携強化 ○ 担い手の育成支援 ○ 農産物直売施設等による地産地消の推進 ○ IT活用の支援 |
| | 特色ある農業の展開 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者の意識改革 ○ 地域ブランドの育成 ○ 食と農の連携推進 ○ 体験農業等グリーンツーリズムの推進 ○ 安全安心な農産物の生産支援 |
| | 林業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐等森林整備の推進 ○ 林道・作業道の維持・整備 ○ 里山林の整備・利活用の推進 |
| 商工業の振興 | 商業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 商店街の活性化支援 ○ 地域ブランドの推進 ○ 商工団体との連携強化 ○ 商業環境の整備促進 |
| | 工業の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種間連携の促進 ○ 産学官の連携強化 ○ 製品ブランド化の促進 ○ 制度融資の実施 |
| 観光レクリエーションの振興 | 魅力ある観光交流・レクリエーション拠点の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光交流・レクリエーション拠点の整備・充実 ○ イベント等開催の支援 ○ 観光ニーズの調査分析 |
| | 観光ネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観光情報提供体制の強化 ○ 観光パンフレットの作成 ○ テーマ別観光回遊ルートの設定 ○ 観光関係団体のネットワーク化の推進 |
| | 新たな付加価値の創造 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携、産業連携による特産品開発 ○ 滞在・体験型観光の推進 ○ ブランド力の向上 ○ 観光に携わるボランティアの育成支援 ○ 「おもてなしの心」の普及 |
| 雇用の創出 | 企業誘致の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高速道路IC周辺エリア活用整備の推進 ○ 産業適地の利活用の推進 ○ 企業への情報発信、支援体制の充実 |
| | 新産業創出の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 業種間連携の促進（再掲） ○ 食と農の連携推進（再掲） ○ 地域ブランド開発の推進（再掲） |
| | 多様な雇用環境の創出 | <ul style="list-style-type: none"> ○ コミュニティビジネスの推進 ○ 企業等と住民を繋ぐ人材バンク等の検討 ○ 勤労者福祉の充実 |

基本方針5 互いに認め合い新たな交流が生まれるまち

(1) 基本的人権の尊重

新市の発展は、全ての住民が自らの個性と能力を十分に発揮することで、実現するものです。そのためには、地域間の文化の違い、また障がい者や外国人などあらゆる人々の考え方や、生活習慣を理解するとともに、互いに認め合い、互いの人権を尊重し合う地域社会の形成が求められます。

人権関係団体と連携しながら、正しい知識を広める人権教育・啓発により心理的な差別を解消し差別のない地域社会を形成するとともに、人権に関する様々な悩みを抱える住民を支援していくための相談窓口の充実に努めていきます。

また、性差による固定的な役割分担意識を解消し男女共同参画社会を推進するため、関係団体と連携しながら、意識の醸成に取り組むとともに、各種の審議会等において、行政側が率先して、性別に偏ることの無い委員の登用を進めることなどにより、男女共同参画を推進していきます。

【施策分野】

- 人権の尊重
- 男女共同参画の推進

(2) 新市の一体感の醸成

新市は、地域自治制度の導入など、それぞれが地域特性を発揮する中で新市の発展を目指しています。まちづくりは、それぞれの地域が特性を活かしながら進めていくものですが、目指すところは「新市の発展」であり、そのためには、住民や団体が新市としての一体感を持つことが必要となります。

たとえば、全市的な取組として、市民スポーツ交流大会などのイベントの開催や観光資源や文化財など地域に関する学習など、誰もが参加しやすい交流事業を推進し、住民同士が互いを知り、地域の良さを理解することで、一体感の醸成を図っていきます。

さらに、各種団体などの連携や幅広い世代間の交流を推進し、現在、そして将来の地域の担い手同士が、時には手を携え、時には切磋琢磨し、まちづくり活動を展開し、一体感をもって新市の発展を支えていく意識の向上に努めていきます。

【施策分野】

- 全市的交流イベント開催の推進
- 学習による相互理解の推進
- 地域間交流の推進

(3) 国内・国際交流の充実

各市町は、教育分野や産業分野の交流を中心として、それぞれが国内、又は海外の自治体等との交流を推進してきました。新市においても、これまでの各市町が築いた信頼関係を受け継ぎ、さらなる交流の輪を広げていくことにより、グローバル時代に対応した人材育成やまちづくりが求められます。

国内交流においては、合併を契機に新市の住民や団体に交流の輪を広げ、新市の誕生や新たな魅力をPRする取組を強化するとともに、交通利便性などの位置的優位性を活かし災害時相互援助協定の締結も含めて首都圏自治体との連携強化にも努めていきます。

また、国際交流においては、従来の実績を重視しつつ、教育交流事業を推進し国際感覚を備えた人材育成に努めるとともに、関係団体との連携により外国籍市民との共生を推進し、誰もが住みよい地域社会の実現を目指します。

【施策分野】

- 国内交流の推進
- 国際交流の推進

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|------------|----------------|--|
| 基本的人権の尊重 | 人権の尊重 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育・啓発の推進 ○ 人権関係団体との連携 ○ 人権相談窓口の充実 ○ 隣保館等の管理運営 |
| | 男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 男女共同参画意識の醸成 ○ 女性団体等との連携強化 ○ 審議会等への女性委員の登用 |
| 新市の一体感の醸成 | 全市的交流イベント開催の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新市発足記念式典等の実施 ○ 市民スポーツ交流大会等の開催 |
| | 学習による相互理解の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新市の観光資源や文化財巡りの実施 ○ 地域学習の推進 |
| | 地域間交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種団体の地域間連携体制の構築 ○ 地域づくりに関する意見交換会の開催 ○ 次世代間交流の推進 |
| 国内・国際交流の充実 | 国内交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 友好都市等との交流の推進 ○ 物産展の開催等の民間交流の推進 |
| | 国際交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 友好都市等との交流の推進 ○ 国際教育の推進（再掲） ○ 国際交流団体との連携強化 ○ 国際交流イベントの開催 ○ 語学講座等支援事業の充実 |

基本方針6 共に考え協働により築きあげるまち

(1) 市民と行政の協働によるまちづくりの推進

各種の公共的な活動をはじめとするまちづくりは、自治会をはじめ、様々な主体と行政の協働により進められています。新市においては、行政の垣根が取り払われ市域が拡大することにより、少子高齢化、人口減少、地球規模の環境問題など、時代のすう勢への対応を、より適確かつ迅速に求められていくことから、様々な主体が参画する協働の必要性がより一層高まっています。

また、住民の多様なニーズに対応し、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていくためには、市民と行政の協働によるまちづくりの仕組みを構築していく必要があります。協働のまちづくりの基盤として、住民代表組織と身近な行政機関を設置する地域自治制度（第4章の5新市のまちづくり体制参照）を導入し、大平町、藤岡町、都賀町の区域にそれぞれ地域自治区を設置するとともに、各市町のこれまでの実績を考慮しつつ、住民参加や住民活動の支援に関する制度を確立し、地域自治の仕組みを構築します。

また、地域自治の基礎となる住民や自治会活動などの住民自治を推進し、さらには、地域属性によらないNPO等の市民活動を活発化することにより、様々な主体の協働によるまちづくりを推進していきます。

なお、栃木市の区域においては、合併前からの取組である支所・出張所を単位とするまちづくりの住民組織の設置を進め、協働によるまちづくりを推進します。

【施策分野】

- 地域自治の仕組みづくり
- 住民自治の推進
- 市民活動の推進

(2) 市民と行政の情報共有化の推進

新市の一体化を図る上においても、協働のまちづくりを進める上においても、まちづくりの主体となる市民と行政が必要な情報を共有化していくことが求められます。

市民が必要とする情報を的確に知ることができるよう、広報紙、ホームページやケーブルテレビ等を通じてわかりやすい情報提供に努めるとともに、個人情報など守るべき情報と情報公開制度により公開すべき情報を適切に管理することにより、市民との情報共有化を推進します。

また、市域の広がりや市民と行政との距離の広がりとならないよう、住民が慣れ親しんだ各市町の実績を十分に考慮しつつ、新市に適した広聴制度の導入や委員公募制の導入を推進し、市民参画の充実に努めます。

【施策分野】

- 情報共有化の推進
- 市民参画の充実

(3) 行財政運営の充実

協働のまちづくりとは、市民と行政が共にまちづくりの主体としての責務を有し、連携とそれぞれの役割分担によりまちづくりに取り組むことであり、それをもって、行政の責務を軽減させるものではありません。新市の行政は、まちづくりの主体の責務を果たすとともに、市民からは協働のパートナーとして認められる存在となることが求められます。

合併を好機として、その効果を最大限に活用し、事務事業や業務手法の見直しや適正な職員定数の管理、さらには適切な収入の確保対策の推進等により行財政の基盤の強化を図るとともに、職員の専門性の向上や窓口の利便性向上など市民サービス提供体制の充実に努め、市民から行政が真に信頼される存在となるよう行財政運営の充実を図ります。

【施策分野】

- 行財政基盤の強化
- 市民サービス提供体制の充実
- 近隣自治体等との連携

| 施策展開の方向性 | 施策分野 | 事業概要 |
|---------------------|---------------|---|
| 市民と行政の協働によるまちづくりの推進 | 地域自治の仕組みづくり | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域自治制度の導入 ○ 地域自治・住民自治の意識啓発 ○ 地域内の住民や団体の連携強化 ○ 市民活動への支援制度の確立 |
| | 住民自治の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会の活動支援・連携強化 ○ 地域の人材育成 ○ 協働のルールづくりの検討 |
| | 市民活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民活動への支援と拠点施設の運営 ○ 市民活動に関する情報提供の充実 ○ NPO等の育成 |
| 市民と行政の情報共有化の推進 | 情報共有化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙の発行 ○ ホームページの管理運営 ○ ケーブルテレビ等による行政情報の提供 ○ 統合型地図情報等による新たな情報提供 ○ 情報公開制度の運用 ○ 個人情報の保護 |
| | 市民参画の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新市に適した広聴制度の導入 ○ パブリックコメント制度の導入 ○ 審議会等への委員公募制の導入 |
| 行財政運営の充実 | 行財政基盤の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画の策定 ○ 行政評価システムの導入 ○ 財政健全化の継続推進 ○ 受益者負担の適正化 ○ 適正な職員定数管理の推進 ○ 公共施設の維持管理の効率化 |
| | 市民サービス提供体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合窓口化など窓口サービス体制の向上 ○ 本庁舎・総合支所の耐震化等の実施 ○ 職員の専門化・能力開発の推進 ○ 福祉等に関する専門職員数の拡充 |
| | 近隣自治体等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域行政の推進 ○ 広域連携組織への参加 ○ 公共施設の共同利用 |

第6章 新市における栃木県事業の推進

1 栃木県の役割

新市は、栃木県の南部に位置し、栃木、茨城、埼玉、群馬の4県の県境が重なる地域であるとともに、平成23年の北関東自動車道の全線開通により、太平洋と日本海を結ぶ横軸と東京圏と東北地方を結ぶ縦軸である東北自動車道の結節点となります。

県土づくりの基本方向である「国土交流拠点“とちぎ”」実現のための中心施策である「コリドールネットワーク」の拠点の一つとして、国内のみならず世界との交流・連携においても、その位置的優位性を活かしたさらなる発展を期待することができます。

栃木県は、本地域の特性を活かしたまちづくりを総合的に支援し、新市と連携しながら県事業を積極的に進めるとともに、合併に伴う新たな財政需要に対して、市町村合併支援交付金により支援を行います。

2 新市における栃木県事業

(1) 交通ネットワークの充実

新市の一体化を促進し、各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道宇都宮・亀和田・栃木線、栃木・栗野線、栃木・藤岡線をはじめとする地域を結ぶ道路の利便性の向上に取り組みます。

また、栃木県南の中核的な都市として、地域の特性を活かしさらなる発展を促進するため、都市計画道路小山・栃木・都賀線の早期開通をはじめとした近隣自治体との連携を強化する幹線道路の整備に取り組みます。

さらに、県内外との連携軸の強化として、北関東自動車道や一般国道50号、一般国道293号やコリドールネットワークを構成する基幹道路の整備を促進するとともに、高速道路から市街地や産業団地へのアクセス性の向上を図り、新市の着実な活性化につながるよう、効果的なアクセス道路整備を促進し、既存ストックを有効活用したスマートインターチェンジの設置可能性を検討します。

（２）都市機能の充実

人口の定住や新たな流入を促進するとともに、新市の魅力を向上させるため、土地区画整理事業や上下水道等をはじめとした居住環境の整備を促進するとともに、中心市街地活性化や良好な街なみ景観の形成等の支援に努めます。

また、誰もが都市の機能を享受できる環境を整えるために、生活バス路線や鉄道をはじめとした公共交通体系の利便性向上に努めます。

（３）医療・福祉の充実

誰もが健康で安心して暮らせる地域を形成するために、地域の医療機関や医師会と連携し、かかりつけ医の普及定着や地域の中核病院の機能維持に努めるとともに、二次救急医療体制の整備に努め、総合的な医療体制の充実を図ります。

また、子育て世代、高齢者や障がい者をはじめ支援を必要とする人に対して、互いに支え合う福祉の基盤形成を促進するために、仕事と子育ての両立を支援する取組や地域福祉活動への支援に努めます。

（４）産業の振興

新市の経済発展の基盤を強化するために、高速道路網や良好な自然環境などの優位性をPRすることにより企業誘致活動を戦略的に推進し、成長性に富む企業の立地及び定着に努めます。

また、地域特性を活かし魅力あふれる新市の形成を促進するために、豊かな自然資源や歴史資源などの魅力向上を支援し、多くの人を訪れる観光地づくりを促進します。

さらに、農業の経営基盤を充実させるために、農業試験場が中心となって新品種や新技術の開発に取り組むとともに、全国に誇れる新たな地域ブランドの育成支援や、かんがい排水事業の着実な推進などに取り組めます。

第7章 公共施設の統合・整備

1 基本方針

公共施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、地域のバランスや市民の利便性等に十分に配慮するとともに、財政事情や次世代への負担を考慮しながら進めることとします。

2 施設整備・活用の方針

(1) 既存施設・財産の活用の方針

既存の公共施設については、合併を機として、他の類似施設との複合化や役割分担、連携などを進めるとともに、地域住民との協働や指定管理者制度の導入等により、様々なニーズに対応した効率的なサービス提供と利便性の向上に努めます。なお、老朽化により更新や大規模改修が必要となった場合は、利用状況、類似施設の有無等を総合的に勘案し、統廃合も含めて検討していくものとします。

また、市有の未利用地等についても有効活用の検討を行うとともに、処分を含め適正な対応を検討していきます。

(2) 公共施設の新規整備

新規の公共施設の整備は、その必要性の検討と市民の意向の把握を十分に行うとともに、他の施設の廃止による複合的利用の可能性、PFI方式など民間活力の活用、維持管理経費の将来負担、受益者の範囲等の多角的な視点で慎重に検討した上で行うものとします。

(3) 受益者負担の適正化

公共施設の使用料は、誰もが使いやすい施設として、その機能を維持向上していく上で大切な財源となるものです。新市においては、公共施設の使用料等の減額や免除の基準を一元的に見直し、受益者負担の一層の適正化を進めます。

3 庁舎整備の方針

新市の庁舎については、当分の間は旧市町庁舎を活用していくものとし、市民サービスの低下を招かないよう電算処理システムの統合やネットワーク化など必要な整備を行うとともに、全庁舎とも老朽化が著しいことから、必要な整備改築を行うものとします。

なお、新たな庁舎の整備については、新市において検討するものとします。

第8章 財政計画

1 財政計画の作成方法

本財政計画は、合併年度の平成21年度を基準とし、平成21年度～31年度までの11年間について、普通会計ベースで策定するものです。

策定にあたっては、歳入・歳出の項目ごとに、これまでの実績や今後の人口推計の推移等を踏まえるとともに、合併に係る国・県の財政支援措置や合併に伴う歳出の削減等、さらには、今後予定されている大規模事業などの特殊要因を加味して推計しました。

今後も、社会経済情勢の変化や地方分権改革の進展等により、地方財政の先行きは不透明であることから、新市においては、この財政計画を一つの指標として活用しつつも、随時、その時点での適切な修正を加えながら、健全財政を基調とした財政運営を行っていく必要があります。

2 歳入・歳出の推計の考え方

(1) 歳入

①地方税

現行の税制度を基本に、過去の実績や将来人口推計の推移等を踏まえ推計しました。

②地方交付税

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき縮減を基調としつつ、人口減少等に伴う地方税の減収の影響や、合併に伴う算定の特例（合併算定替）と合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）などを踏まえて推計しました。

③国庫支出金・県支出金

過去の実績推移を踏まえるとともに、大平町・藤岡町・都賀町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しました。

また、栃木県の合併支援措置として市町村合併支援交付金を見込んで推計しました。

④繰入金

学校の耐震化等の経費に充てるため年度間における財源調整により基金から繰り入れることを見込んで推計しました。

⑤繰越金

前年度の収支黒字額を見込んで推計しました。

⑥地方債

投資的経費などの見込みを踏まえて推計しました。

⑦その他の歳入

今後の社会情勢が不透明なこともあり、過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと推計しました。

(2) 歳出

①人件費

合併に伴う特別職、議会議員などの削減効果に併せ、一般行政職等については平成26年度までの5年間で10%の削減を見込み推計しました。

* なお、一般行政職等の削減率については、あくまでも目安であり、今後、新市において策定する定員管理適正化計画において、住民サービスの低下を招かないことや、地方分権改革の進展による権限移譲の動向を見据えながら、決定することになります。

②扶助費

過去の実績推移や将来人口構成比を踏まえるとともに、大平町・藤岡町・都賀町分の生活保護等に係る事務事業の増加経費分を見込み推計しました。

③公債費

これまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を見込み推計しました。

④物件費

過去の実績推移を踏まえるとともに、事務運営の効率化を図り平成31年度までの10年間で10%の削減を見込み推計しました。

⑤維持補修費

概ね現状維持で推移するものと推計しました。

⑥補助費等

合併による行財政の効率化により平成31年度までに10%の削減を見込み推計しました。

⑦繰出金

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

⑧投資的経費

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の方針を踏まえ、事業費の抑制に努めるほか、各市町の学校の耐震化等の必要経費を見込み推計しました。

⑨その他の歳出

過去の実績推移を踏まえて、概ね現状で推移するものと推計しました。

3 財政計画（推計）

（1）歳入

（単位：百万円）

| | 21年度 (基準年度) | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|------------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 地方税 | 18,326 | 18,302 | 18,273 | 17,960 | 17,930 | 17,901 | 17,597 | 17,557 | 17,518 | 17,211 | 17,172 |
| 地方譲与税 ・交付金 | 2,763 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 | 2,721 |
| 地方交付税 | 6,929 | 6,845 | 6,827 | 7,040 | 7,077 | 6,729 | 6,631 | 6,662 | 6,446 | 6,339 | 6,267 |
| 分担金・負担金 | 612 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 | 411 |
| 使用料・手数料 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 | 510 |
| 国庫支出金 | 5,717 | 4,102 | 3,789 | 3,554 | 3,452 | 3,485 | 3,519 | 3,552 | 3,584 | 3,619 | 3,655 |
| 県支出金 | 2,494 | 2,599 | 2,482 | 2,475 | 2,476 | 2,397 | 2,399 | 2,399 | 2,400 | 2,401 | 2,402 |
| 財産収入・寄 付金・諸収入 | 2,409 | 2,253 | 2,253 | 2,253 | 2,253 | 3,653 | 3,653 | 3,637 | 2,253 | 2,253 | 2,252 |
| 繰入金 | 2,059 | 1,845 | 766 | 66 | 52 | 20 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰越金 | 880 | 652 | 554 | 274 | 123 | 347 | 438 | 453 | 949 | 1,056 | 925 |
| 地方債 | 3,542 | 4,737 | 4,603 | 4,587 | 4,452 | 3,228 | 3,011 | 3,009 | 3,009 | 3,009 | 3,009 |
| 歳入合計 | 46,241 | 44,977 | 43,189 | 41,851 | 41,457 | 41,402 | 40,890 | 40,911 | 39,801 | 39,530 | 39,324 |

（2）歳出

（単位：百万円）

| | 21年度 (基準年度) | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 |
|----------------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 8,800 | 7,705 | 7,549 | 7,394 | 7,239 | 7,083 | 7,083 | 7,083 | 7,083 | 7,083 | 7,083 |
| 扶助費 | 5,430 | 6,210 | 6,252 | 6,295 | 6,338 | 6,381 | 6,424 | 6,425 | 6,427 | 6,428 | 6,430 |
| 公債費 | 4,784 | 4,828 | 4,921 | 4,771 | 4,835 | 5,156 | 5,266 | 5,634 | 4,560 | 4,537 | 4,515 |
| 物件費 | 6,424 | 5,799 | 5,740 | 5,682 | 5,623 | 5,565 | 5,506 | 5,447 | 5,389 | 5,330 | 5,272 |
| 維持補修費 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 | 165 |
| 補助費等 | 8,580 | 6,635 | 6,574 | 6,513 | 6,452 | 6,391 | 6,330 | 6,269 | 6,208 | 6,147 | 6,086 |
| 繰出金 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 | 4,751 |
| 積立金 | 490 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資・出資 金・貸付金 | 1,452 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 | 1,316 |
| 投資的経費 | 4,713 | 7,014 | 5,647 | 4,841 | 4,391 | 4,156 | 3,596 | 2,872 | 2,846 | 2,848 | 2,847 |
| 歳出合計 | 45,589 | 44,423 | 42,915 | 41,728 | 41,110 | 40,964 | 40,437 | 39,962 | 38,745 | 38,605 | 38,465 |

| | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| 収支差引 | 652 | 554 | 274 | 123 | 347 | 438 | 453 | 949 | 1,056 | 925 | 859 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|

端数処理により誤差が生じる場合があります。

用語解説

| ページ | 用語 | 解説 |
|-----------------|----------------------------|--|
| 第1章 序論 | | |
| P. 1 | 生活圏 | 通勤、通学、買い物などの住民の日常生活における圏域のことを示すが、このほか、公共施設の適正配置を行うやまちづくり等の計画圏としての捉え方もある。 |
| | 生産年齢人口 | 一般に15～64歳までの年齢人口をいう。 |
| P. 7 | 住民協働 | 住民と行政、あるいは住民同士が地域づくりのために責任と役割を分担し協力して働くこと。 |
| 第2章 新市の姿 | | |
| P. 11 | 国府 <small>こくふ</small> | 奈良時代から平安時代の律令制下において、国司が政務を執る施設として置かれた国庁とその周りの役所群、都市域のこと。 |
| | 日光例幣使 <small>れいへいし</small> | 朝廷から毎年日光東照宮へ幣束を奉納するために参向した勅使のことで、正保3年(1646)4月に奉幣し、翌年に奉幣使が下向して宣命を読んだことがはじまりとされ、以降、慶応3年(1867)までの221年間、1回の中止もなく継続された。 |
| | 河岸 <small>かし</small> | 河川や運河、湖、沼の岸にできた港や船着場のことで、本地域の河岸は、渡良瀬川、巴波川を利用した江戸との取引における荷揚げと荷降しを行う物資の集積地となった場所である。 |
| | 県令 | 明治時代初期の県知事のこと。現在の県知事とは異なり、当時は、中央政府から派遣された地方官としての位置づけであった。 |
| P. 21 | 耕種産出額 | 米、雑穀・麦等、芋類、野菜、果実、花き等の産出額 |
| P. 25 | 財政力指数 | <p>財政力指数とは、自治体の財政的豊かさを示す指標。 当該地方自治体の標準的な財政需要額に対して、市税等の標準的な収入額が、どの程度確保されているかを測るもので、1に近いほど、財政力が強い団体となる。</p> <p>財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額(3ヶ年平均)</p> <p>※基準財政収入額とは、一定のルールに基づいて算定した場合に、当該地方自治体の標準的な収入として見込むことができる市税等の一般財源の額 ※基準財政需要額とは、一定のルールに基づいて算定した場合に、当該地方自治体の標準的な支出として見込まれる一般財源の額 ※普通交付税＝基準財政需要額－基準財政収入額 (基準財政収入額が基準財政需要額を上回る都市は、普通交付税が交付されない不交付団体となる。)</p> |
| | 地方債残高 | 地方自治体が道路整備や公共施設の整備など主に建設事業の財源を調達するために、政府資金あるいは銀行などから必要な資金を国の同意を得て借り入れる長期的借入金の現在高。 |
| | 実質公債費比率 | <p>公債費による財政負担の程度を示す指標。 平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業(特別会計を含む)の公債費への一般会計繰出金、PFIや一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費類似経費を算入している。 18%以上の団体…引き続き地方債の発行に許可が必要 25%以上の団体…一般事業などの起債が制限</p> |
| | 経常収支比率 | <p>財政構造の弾力性を示す指標。 地方税などの毎年度継続的に入ってくる使いみちの自由な収入が、どの程度の割合で人件費、公債費などの毎年度継続して固定的に支出される経費にあてられているかを示すもので、数値が低いほど、財政構造に弾力性がある。</p> |

| ページ | 用語 | 解説 |
|-------------|------------------------------|---|
| 第4章 新市の基本方針 | | |
| P. 32 | 低成長社会 | 実質経済成長率が低い水準にとどまる社会をいう。 |
| P. 41 | NPO (NonProfit Organization) | 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。 |
| 第5章 新市の施策 | | |
| P. 45 | 循環型社会 | 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会をいう。 |
| | 常備消防 | 市町村は、消防の責任を果たすため、消防組織法に基づき、消防本部、消防署、消防団を設置しなければならないとされており、常備消防とは消防本部と消防署をいう。なお、消防団は非常備消防とされる。 |
| P. 47 | 災害時における要援護者 | 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動に対してハンディを負う人々をいう。 具体的には、傷病者、身体障害者、知的障害者を始め日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や我が国の地理や災害に対する知識が低く、日本語の理解も十分でない外国人が挙げられる。 |
| | デマンド交通 | 電話などで予約した利用者の自宅や指定する場所を順次まわりながら利用者を乗車させ、それぞれの目的地などで降車させるなど、利用者の多様な需要(デマンド)に合わせた交通システムをいう。 |
| P. 48 | 中核病院 | 高度に専門的な知識や経験が要求されるなど、実施に困難を伴う治験・臨床研究を計画・実施できる専門部門及びスタッフを有し、基盤が整備された病院をいう。 |
| | 初期救急医療 | 軽いけが、かぜ、子供の軽症の熱発などの入院の必要がない初期救急患者(一次救急患者)に対する休日・夜間の時間外の医療をいう。 初期救急医療においては、患者を診察(点滴、小処置、内服薬処方など)するとともに、手術や入院治療を要する患者については、二次あるいは三次救急医療施設へ診療依頼する役割を担う。 運営面では、在宅当番医制参加診療所、地方自治体の夜間・休日急病診療所などにより体制が整備されている。 |
| | 長寿医療制度(後期高齢者医療制度) | これまでの老人保健制度に代わるものとして新たにつくられた独立した医療保険制度で、75歳以上の者(65歳以上で一定の障害があると認定を受けた者)は全員、これまでの国民健康保険、健康保険組合や共済組合などの被用者保険(被扶養者であった方を含む)の資格はなくなり、長寿医療制度に加入することになっている。 |
| P. 50 | 病院群輪番制病院 | 地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間など(以下「時間外」と略)における重症救急患者の入院治療を実施する体制のことをいう。 輪番に参加している病院を「病院群輪制参加病院」といい、「病院群輪番制参加病院」になるためには、入院治療や手術などに対応できる救急医療施設で、県知事から救急告示病院の認定を受けている「第二次救急医療施設」であることが条件になる。 |
| P. 51 | グローバル化 | 資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。 |
| P. 54 | 地産地消 | 地元で生産されたものを地元で消費すること。地域の農業活性化、輸送にかかるエネルギーの削減、伝統的食文化の維持と継承など多様な効果が認められている。 |
| | グリーンツーリズム | 緑豊かな農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。 |

| ページ | 用語 | 解説 |
|---------------------------|-------------------------------------|--|
| P. 55 | コミュニティビジネス | 地域の住民が主体となり、地域の人材、ノウハウ、施設、資金などの資源を活かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、新たなビジネスチャンスや雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出すとともに、地域コミュニティの活性化や生活環境の向上に寄与するものと期待されている。 |
| P. 58 | 災害時相互援助協定 | 災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、自治体間で物資や人的面での相互援助を行うことについて、あらかじめ定めた協定。 |
| P. 59 | 隣保館 | 地域社会全件の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うために、市町村が設置する施設。 |
| P. 62 | 統合型地図情報 | 地方自治体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用するデータ(例えば道路、街区、建物、河川など)を各部局が共用できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。 また、これらを活用し、公共施設や災害時の避難所マップなどを作成し、住民への情報提供を行う取組も進められている。 |
| | パブリックコメント制度 | 市の基本的な施策を決定する過程において、その案を広く住民に公表し、寄せられた住民からの意見など及びこれに対する市の考え方を公表するとともに、その寄せられた意見を考慮して最終案を決定していく一連の手続きをいう。 |
| | 受益者負担 | 特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの。 |
| 第6章 新市における栃木県事業の推進 | | |
| P. 63 | コリドールネットワーク | コリドールとは「回廊」のこと。 コリドールネットワークとは、3つのコリドール(センターコリドール、オーシャンコリドール、スカイコリドール)と3つのサブコリドールから構成され、これらのコリドールが栃木県内で縦横にネットワークを形成することにより、県内の各地域の交流・連携が図られ、さらに全国との結びつきの基盤となる。 |
| | スマートインターチェンジ | 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアなどからETCを搭載した車両のみが乗り降り可能なインターチェンジのこと。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のインターチェンジに比べて低コストで設置できるなどのメリットがある。 |
| 第7章 公共施設の統合・整備 | | |
| P. 65 | 指定管理者制度 | 公共施設の管理委託先について、公的主体に限定していた管理委託制度にかわり新たに導入された制度。NPOや株式会社などの民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公共施設の管理を行うことができるものとなっている。 |
| | PFI (Private Finance Initiative) | 公共施設の建設・維持管理・運営などを民間部門(プライベート)の持つ経営ノウハウや資金(ファイナンス)を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法のこと。 |
| 第8章 財政計画 | | |
| P. 66 | 普通会計 | 個々の地方自治体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政比較や統一的な把握が困難なことから、地方財政統計上において統一的に用いられる会計区分で、公営事業会計を除く残りの会計をまとめたもので、一般会計に近いもの。(公営事業会計＝上・下水道、国民健康保険、介護保険、老人保健、農業集落排水など) |

| ページ | 用語 | 解説 |
|-------|-----------|--|
| P. 68 | 地方税 | 租税のうち、市町村民税(個人・法人)、固定資産税、たばこ税など、地方税法により、地方自治体が課税権の主体となる税のこと。 |
| | 地方譲与税・交付金 | 自動車重量譲与税、地方道路譲与税などの国税として徴収され、それが法令に定める配分基準によって交付金として地方自治体に譲与されるもの。 |
| | 地方交付税 | 国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額から、地方自治体はその財政的な基盤によらず、等しく行うべき事務を遂行できるよう調整する目的で、一定の基準により国が交付する税のこと。 |
| | 分担金・負担金 | 市町村が行う特定の事業の財源として、土地改良事業分担金、受益者負担金、原因者負担金、損害負担金など、その事業により利益を受ける個人や団体からその受益の限度において徴収する費用のこと。 |
| | 使用料・手数料 | 使用料は、保育所の保育料、葬儀使用料、住宅使用料(市営住宅の家賃)など、行政財産や公の施設の使用・利用の対価としてその使用者・利用者から徴収する料金のこと。 手数料は、戸籍や住民票の発行手数料、税の督促手数料など、地方自治体の事務で、特定の者に提供する役務に対しその費用の対価として徴収する料金のこと。 |
| | 国庫支出金 | 地方自治体が行う特定の事務事業に対して国から交付される給付金のこと、総称して国庫支出金と呼ばれている。 国庫支出金には、国が地方自治体と共同で行う事務に対して一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金、国が地方自治体に対する援助として交付する国庫補助金、国からの委託事務で経費の全額を負担する国庫委託金の3区分がある。 |
| | 県支出金 | 国庫支出金とおおむね同じであり、県が特定の事務事業に要する経費の財源として市町村に交付するもの。 |
| | 財産収入 | 市町村有地の貸付料、株券、その他有価証券の配当など、行政財産を除く公有財産の貸付け、私権設定、出資、交換又は売却などによって生じた収入のこと。 |
| | 諸収入 | 延滞金・加算金、過料、貸付金元利収入、受託事業収入、雑入など、その性格により、いずれの収入科目にも組み入れることのできない収入のこと。 |
| | 繰入金 | 一般会計、特別会計、基金等の会計間における現金の移動。基金の取り崩しなど。 |
| | 地方債 | 道路整備や学校建築など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するために、市が長期に亘り借り入れる資金のこと。 道路や公共の建物などは、将来に亘って、住民の利用に供されることから、世代間の公平性の視点により、地方債を財源とすることができるとされている。 |
| | 人件費 | 議員報酬、各種委員報酬、職員給など。 |
| | 扶助費 | 生活保護法・児童保護法・老人福祉法などに基づき、被扶助者に対して支給する費用など。 |
| | 公債費 | 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利息の合計額。 |
| | 物件費 | 人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方自治体が支出する消費的性質の経費の総称。 |
| | 維持補修費 | 地方自治体が管理する公共用施設などの効用を保全するための経費。 |
| | 補助費等 | 様々な団体への補助金、負担金、報償費など。 |

| ページ | 用語 | 解説 |
|-------|--------|---|
| P. 68 | 繰出金 | 一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費。一般会計から公営企業会計、国民健康保険事業会計などに対し、建設費、事務費などの補助のため支出されるものをいう。 |
| | 積立金 | 特定の目的のために財産を維持し又は資金を積み立てるために設けられた基金などに対する経費。 |
| | 投資・出資金 | 国債・地方債を取得し公財産を有効に運用する場合、公益上の必要性の見地から会社の株式を取得し又は新たに共同して株主となる場合の利殖を図る目的などで投資をするに要する経費。 |
| | 貸付金 | 地方自治体が直接あるいは間接に、地域住民の福祉増進を図るため現金の貸付を行う場合に計上される経費。 |
| | 投資的経費 | 道路の整備、学校や公営住宅の建設などの普通建設事業費及び災害復旧事業費など。 |